

茨木市立市民体育館及び茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール

指定管理者候補者選定委員会資料

	ページ
1 施設概要 .....	2
2 募集要項及び申請書等様式 .....	5
3 要求水準書 .....	116
4 選定基準 .....	132
5 プレゼンテーションについて .....	139
6 茨木市立市民体育館条例・施行規則 .....	140
茨木市立市民プール条例・施行規則	

## 茨木市立市民体育館及び茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール 概要

### (1) 設置目的

#### <体育館>

市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上に資するため。

#### <プール>

市民の健康増進に寄与し、レクリエーションの場の提供に資するため。

### (2) 名称及び位置

茨木市立市民体育館	茨木市小川町2番1号
茨木市立中条市民プール	茨木市小川町2番7号
茨木市立五十鈴市民プール	茨木市五十鈴町11番13号
茨木市立西河原市民プール	茨木市西河原三丁目2番38号

### (3) 開設日

茨木市立市民体育館	昭和53年1月29日
茨木市立中条市民プール	昭和43年8月7日
茨木市立五十鈴市民プール	昭和56年7月7日
茨木市立西河原市民プール	平成5年7月1日

### (4) 施設規模

	体育館	中条プール	五十鈴プール	西河原プール
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 屋根鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 地下1階建 地上2階建	鉄筋コンクリート造 地下1階建 地上3階建
敷地面積	5,193.18㎡	体育館に併設	4,444.04㎡	13,700㎡
建築面積	3,405.86㎡	413.60㎡	1,850.79㎡	2,628.50㎡
延床面積	6,257.99㎡	4,671.98㎡	4,658.25㎡	7,438.49㎡

### (5) 施設内容

施設名	施設内容
体育館	<p>【1階】 第3体育室（剣道他）、第4体育室（柔道他）、第5体育室（トレーニング他）、事務室、会議室、更衣室（男150、女120）</p> <p>【2階】 第1体育室（バスケット2面、バトミントン8面他）</p> <p>第2体育室（卓球他）、役員室、放送室</p> <p>【3階】 観覧席（142席、対面）</p>

施設名	施設内容
中条プール	<p>【屋外プール】 50mプール、25mプール</p> <p>幼児用プール</p> <p>事務所、監視員室、更衣室、障害者用更衣スペース、シャワー場、男・女トイレ、</p>
五十鈴プール	<p>【屋内プール】 25mプール</p> <p>【屋外プール】 50mプール、幼児用プール</p> <p>事務所、開札所、監視員室、更衣室、シャワー場、男・女トイレ、採暖室</p>
西河原プール	<p>【屋内プール】</p> <p>25mプール（7コース・水深1.2m）</p> <p>リラクゼーションプール（滝、噴水、スリーピングプール、ジェットプール、スライダープール、幼児プール）</p> <p>見学者室、監視員室、シャワー室、採暖室（サウナ）</p> <p>【屋外プール】</p> <p>流水プール（長さ190m）、幼児プール</p> <p>ウォータースライダー（長さ159m）（長さ137m）の2基</p> <p>監視員室、シャワー室</p> <p>【共通施設】</p> <p>更衣室（コインロッカー男子1,392、女子1,368）</p> <p>障害者用更衣室（コインロッカー男子6、女子6）</p> <p>※コインロッカーは返却型</p> <p>シャワー室、トレーニング室、保健室</p> <p>軽食・喫茶室（84席）</p>

(6) 開館・開場時間

体育館	午前9時～午後9時30分
プール	【夏 期：7月1日～9月10日】 屋外プール 午前10時～午後6時30分 屋内プール 午前10時～午後8時 【温水期：9月11日～翌年6月30日】 屋内プール 午前10時～午後8時

(7) 休館・休場日

体育館	毎週水曜日 12月29日から翌年1月3日まで
プール	毎週火曜日（※夏期は休まず営業） ※中条市民プールのみ、毎週水曜日 12月28日から翌年1月4日まで

(8) 料金制度

体育館	使用料は、本市の収入として取り扱う。
プール	利用料金は、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制を採用し、指定管理者の収入として取り扱う。

茨木市立市民体育館及び茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール  
指定管理者募集要項

1 指定管理者候補者選定の目的

茨木市（以下「市」という。）では、茨木市立市民体育館並びに茨木市立中条市民プール及び茨木市立五十鈴市民プール及び茨木市立西河原市民プール（以下「市民プール」という。）について、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、茨木市立市民体育館（以下、「市民体育館」という。）では平成21年4月から、茨木市立中条市民プール（以下、「中条市民プール」という。）・茨木市立五十鈴市民プール（以下、「五十鈴市民プール」という。）では平成20年4月から、茨木市立西河原市民プール（以下、「西河原市民プール」という。）では平成19年4月から「指定管理者制度」を導入しています。令和7年3月をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、引き続き、施設の設置目的を達成し、その効用を最大限に発揮するため、指定管理者候補者を公募し、その選定を行います。

2 施設の概要

(1) 茨木市立市民体育館

所在地：茨木市小川町2番1号

開館時間：午前9時から午後9時30分

休館日：ア 毎週水曜日

イ 12月29日から1月3日まで

施設面積：6,257.99㎡（延床面積）

施設内容：1階 事務室、会議室、第3体育室（剣道他）、第4体育室（柔道他）、第5体育室（トレーニング他）、更衣室（男150・女120）

2階 第1体育室（バスケット2面、バドミントン8面他）、第2体育室（卓球他）、役員室、放送室

3階 観覧席（142席・対面）

設備：パソコン、プリンター、机、椅子、消防設備、空調設備、ボイラー設備、受電設備、給排水衛生設備他ほか

屋外施設：駐車場（34台）、駐輪場（142台・中条市民プールと併用）

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民体育館条例施行規則第7条第4項に基づき、開館時間及び休館日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

(2) 茨木市立中条市民プール

所在地：茨木市小川町2番7号

開場時間

開場期間		開場時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分

休 場 日：毎週水曜日

施設面積：4,671.98㎡（延床面積）

施設内容：50mプール（50m×19.5m）975㎡、9コース 水深1.2m～1.3m  
 25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深0.9m～1.1m  
 幼児用プール（変形 120㎡）、水深0.5mシャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、監視員室、更衣室（ロッカー 男子900、女子600）障害者用更衣スペース（男女更衣室内）

設 備：消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式  
 ※更衣ロッカーはカギ貸出し式

屋外施設：駐車場なし、駐輪場（142台・市民体育館と併用）

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開場時間及び休場日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

### (3) 茨木市立五十鈴市民プール

所 在 地：茨木市五十鈴町11番13号

開場時間

開場期間		開場時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分
		屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

休 場 日：ア 毎週火曜日（温水期のみ）

イ 12月29日から1月4日まで

施設面積：4,658.25㎡（延床面積）

施設内容

〔屋外プール〕 50mプール（50m×17.2m）860㎡、8コース 水深1.0m～1.1m  
 幼児用プール（変形 46.075㎡）、水深0.5m～0.55m

〔屋内プール〕 25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深1.0m～1.1m、採暖室、シャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、監視員室、更衣室（リターン式コインロッカー 男子1,032、女子984）

設 備：照明設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式、受電設備一式、給排水衛生設備一式

屋外施設：駐車場なし、駐輪場（約1,500台）、屋外プール観客席（400席 6

段片面) 359.9m<sup>2</sup>

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開場時間及び休場日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

#### (4) 茨木市立西河原市民プール

所在地：茨木市西河原三丁目2番38号

開場時間

開場期間		開場時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

休場日：ア 毎週火曜日（温水期のみ）

イ 12月29日から1月4日まで

施設面積：7,438.49m<sup>2</sup>（延床面積）

施設内容

〔屋外プール〕流水プール（長さ190m）、幼児プール、ウォータースライダー（長さ159m）（長さ137m）の2基、着水プール、監視員室、シャワー室

〔屋内プール〕25mプール（7コース・水深1.05～1.25m）、リラクゼーションプール（滝、噴水、スリーピングプール、ジェットプール、スライダープール、幼児プール）見学者室、監視員室、シャワー室、採暖室（サウナ）、トレーニング室、保健室、軽食・喫茶室（84席）

※更衣室（リターン式コインロッカー 男子1,392、女子1,368）、障害者用更衣室（リターン式コインロッカー 男子6、女子6）

設備：照明設備一式、音響設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

屋外施設：駐車場（266台）、駐輪場（約700台）、ごみ置き場

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開場時間及び休場日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、茨木市立市民体育館条例（平成20年条例第36号。以下「市民体育

館条例」という。) 第5条及び茨木市立市民プール条例(平成18年条例第30号。以下「市民プール条例」という。) 第5条に規定する以下の業務(以下「指定管理業務」という。)を行います。なお、具体的な業務内容及び履行方法については「茨木市立市民体育館、中条・五十鈴・西河原市民プール管理運営業務要求水準書(以下、「要求水準書」という。)」によります。

#### 市民体育館

- (1) 市民体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 市民体育館の管理に関する業務
- (3) 市民の体育及びスポーツの指導
- (4) 体育及びスポーツ活動のための施設供与
- (5) 市民体育館条例の第1条設置目的を達成するために必要な事業

#### 市民プール

- (1) 市民プールの利用の許可に関する業務
- (2) 市民プールの管理に関する業務
- (3) 水泳等の指導
- (4) 水泳等のための施設供与
- (5) 市民プール条例の第1条設置目的を達成するために必要な事業

また、指定管理者は、市民体育館及び市民プールの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。(自主事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。)

なお、応募に当たり、市民サービスの向上に繋がる3プール共通のサービスを提案すること。

#### 4 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と市のリスク分担は、原則、別添のリスク分担表のとおりとします。

#### 5 指定の期間(予定)

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

#### 6 応募資格(及び条件)

##### (1) 応募資格

市民体育館及び市民プール指定管理者としての管理運営、経営、資産及び人的又は組織的能力について、安全性、安定性及び適格性を持ち、応募日現在において、次のすべての条件を満たすことのできる法人その他団体(以下、「法

人等」という。)とします。個人での応募はできないものとします。なお、応募後においても、次のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、失格とすることがあります。

- ① 類似施設の管理運営実績（一部業務再受託実績を含む。）を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人等
  - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人等
  - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人等
  - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人等
  - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人等
  - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人等
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない法人等でないこと。
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴

### 力団等の構成員

#### (2) 応募の条件

大阪府内に主たる事業所（事務所等を含む。）があること。

※事業所においては、緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を有すること。

#### (3) 複数の事業者による応募

市民体育館及び市民プールの管理業務を効率的かつ効果的に行うために必要な場合は、複数の事業者（以下「グループ」という。）が共同して応募することができるものとします。（ただし、上記の応募資格を有さない事業者は、グループの構成団体となれません。）

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる事業者を定めることとします。
- ② 単独で応募した事業者は、グループの構成団体として応募することができません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。

#### 7 選定対象外（失格）

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 本件に関し、同一の法人等が2件以上の応募を行った場合

#### 8 施設使用料の取り扱い

##### (1) 市民体育館

本施設は、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」の適用は行いません。施設使用料は、条例に定められた額が、市の収入になります。指定管理者の徴収または収納事務は、地方自治法施行例第158条及び茨木市財務規則第47条の規定に基づき、指定管理者に別途委託します。なお、徴収事務委託料は、指定管理料に包含されます。使用料は、収入事務受託者として適切に取り扱い、使用料を受領したときは、遅延なく市が指定する指定金融機関の口座へ納付してください。

また、使用料におけるインボイス対応は、指定管理者による代理交付\*により対応していただきます。

※ 代理交付とは、指定管理者が市の登録番号により、インボイスを発行する方法です。指定管理者は、適格請求書発行事業者としての登録は不要で

す。なお、指定管理者が代理交付により発行した適格請求書の写しの保存（8年保存）は、指定管理期間中は指定管理者において管理し、指定の期間が終了したら、次期指定管理者（直営に戻す場合は市）に引き継ぎます。

(2) 市民プール

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設や設備の利用料金、実費徴収金や自らが企画、実施する自主事業等の収入を自らの収入として扱うこととなりますので、適切な経理を行ってください。なお、利用料金による見込み額より上回る場合は、その収益の一部を市に納付する「納付金制度」を採用することができるものとします。

また、利用料金制におけるインボイス対応については、指定管理者の登録番号により、指定管理者が発行することとなりますので、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録（グループ応募の場合は全構成団体の登録）が必要となります。

9 指定管理業務に係る経費

(1) 会計年度

市民体育館及び市民プールの管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 経費等に関する協議

指定の期間中の指定管理業務に要する経費並びに利用料金、実費徴収金及びその他の収入等については、選定時に指定管理者から提出された収支予算書に基づき、市と指定管理者との間で協議して決定します。

(3) 指定管理料の積算

指定管理料は、指定の期間の開始前に指定の期間（5年）分を、指定管理業務に要する経費から利用料金、実費徴収金及びその他の収入等を差し引いた金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内において決定します。なお、指定管理料、支払期日は、毎年度の年度協定において定めます。

以下の上限金額内で、申請の際の事業計画書及び収支予算書を作成してください。

<上限金額>

980,000,000 円

想定される支出の主な項目については、次のとおりです。

職員賃金・通勤手当等人件費、講師謝礼等報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、利用者傷害保険料、備品費、電話料金・インターネット回線使用料、保守警備費等

(4) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(5) 備品等の購入、管理等

市民体育館及び市民プールで利用する備品等は3種類（Ⅰ種～Ⅲ種）に分かれており、その取り扱いについては、次のとおりです。

種別	内容	購入者 (財源)	メンテナンス者 (財源)	所有者 (指定の期間後)
Ⅰ種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>市が指定管理者へ貸与するもの。</b>	市 (市予算)	指定管理者 (指定管理料)	市
Ⅱ種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>指定管理者が購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料)	指定管理者 (指定管理料)	市
Ⅲ種	<b>指定管理者が任意により購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料 又は 団体予算)	指定管理者 (団体予算)	指定管理者

10 申請の手続き及び提出書類

(1) 募集要項及び申請書類の配布期間

配布期間 令和6年7月29日（月）から8月8日（木）まで

配布方法 茨木市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

(2) 現地見学会・説明会の開催

日 時 令和6年8月6日（火）午後1時から

場 所 茨木市立五十鈴市民プール（茨木市五十鈴町11番13号）

電話番号 072-635-7700

※五十鈴市民プールには駐車場がありませんので、近隣有料駐車場（イオン等）をご利用ください。

五十鈴市民プール見学後、西河原市民プール、市民体育館、中条市民プールの順で移動します。（有料駐車場あり 100円/30分）

内 容 施設見学及び申請及び要求水準書についての説明

申込方法 令和6年8月4日（正午）までに、「指定管理者候補者募集説明会参加申込フォーム（茨木市ホームページに掲載）」より、申し込みください。参加者数は1団体あたり2名までとします。

そ の 他 ・応募予定の法人は、必ずご出席ください。  
・現地見学会・説明会において、質問は受け付けません。質問がある場合は、本要項の10(3)に記載の受付により受け付けます。

(3) 質問期間（申請書類の書き方等簡易な質問を除く）

質問期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月9日（金）まで

※質問内容は、指定管理業務の内容についてです。

※質問については、応募資格を満たす法人に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問は受け付けません。

質問方法 令和6年8月9日までに、「指定管理者申請に関する質問フォーム（茨木市ホームページに掲載）」より、様式9の質問票を添付し、送

付してください。

提出先 下記「17 問合せ先及び書類の提出先」へ提出してください。

回答方法 質問をとりまとめた後、スポーツ推進課ホームページ内にて8月16日(金)を目途に公表します。

#### (4) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。正本及び副本については、ファイルに綴じ、インデックスを作成する等、見やすく整理してください。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書(様式1)
  - ② 団体概要書兼類似施設事業実績書(様式2)
  - ③ グループ構成書(様式3)
  - ④ グループ協定書兼委任状(様式4)
- ※③及び④は、グループ応募の場合のみ提出してください。
- ⑤ 事業計画書(様式5)
  - ⑥ 収支予算書(様式6)
  - ⑦ 応募資格を満たす旨の誓約書(様式7)
  - ⑧ 定款、規約又はこれらに準ずるもの
  - ⑨ 法人の登記事項証明書(法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類)
  - ⑩ 国税・地方税納税証明書(「納税証明書その3の3」など未納額がないことの証明書)
  - ⑪ 市税の納税確認同意書(様式8)
  - ⑫ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、監査報告(申請日直近の過去2期分)など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。
  - ⑬ 第三者への一部業務委託承認申請書

※グループ応募の場合、①はグループとして作成してください。

※グループ応募の場合、②及び⑧～⑬は、構成団体ごとに提出してください。

※申請者の発行済株式の50%超を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合、⑧ ⑨は親会社の書類についても提出してください。また、⑫は親会社の連結ベースの書類についても提出してください。

※申請者が、他の会社の発行済株式の50%超を保有している親会社(株式会社に限る)である場合、⑫については、申請者単独のものに加えて、子会社等との連結ベースの書類も提出してください。

※提出された書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。また、提出後に書類を修正することはできません。(ただし、字句の修正など市が認める軽微なものを除く。)

※各提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

#### (5) 提出方法

申請書類は、次の提出期間内、提出場所に提出してください。郵送での提出の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで期限内必着とします。

① 提出期間・部数

ア 本要項10(4)①～④、⑦～⑬

提出期間：令和6年8月19日（月）～8月23日（金）

部数：正本1部、副本2部、データ一式

イ 本要項10(4)⑤⑥

提出期間：令和6年8月19日（月）～9月6日（金）

部数：8部、データ一式

（いずれも、土日・祝日を除く）

② 提出時間 午前9時から午後5時まで

③ 提出場所 茨木市市民文化部スポーツ推進課窓口

## 11 選定方法

### (1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格がない場合には、指定管理者候補選定委員会には上程いたしません。

### (2) 事前審査（応募者が4団体以上の場合）

円滑な審査のため、事前審査を行い、プレゼンテーションに進める団体を3団体に限定します。

### (3) 指定管理者候補者選定委員会

指定管理者候補者の選定は、茨木市指定管理者候補者選定委員会（外部有識者で構成）で選定します。選定は、提出書類及びプレゼンテーションに基づく採点方式とし、各委員の合計点数が最も高い団体を指定管理者候補者、次に合計点数が高い団体を次点者として選定します。

### (4) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

プレゼンテーションについては、動画により実施しますので、事前に動画を作成し、市に提出していただきます。内容については、原則、事業計画書（本要項10(4)⑤）に沿ったものとし、説明時間や提出期限については、資格審査（または事前審査）後別途通知します。

質疑応答については、指定管理者候補者選定委員会（10月上旬以降開催予定）において、実施します。

### (5) その他

① 市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は応募者に対するヒアリングを実施することがあります。

② 各委員による評価の総合計点数が満点の60%に達する団体がない場合は、指定管理者候補者として適格者なしとする場合があります。

③ 一部の評価項目については、最低基準を設けており、委員の過半数が「非常に劣る」と判断した場合は、他項目の点数によらず、失格とします。

- ④ 指定管理料について、市の定める上限額を超えている場合は、失格とします。

## 12 選定基準及び選定結果の通知

### (1) 選定基準

指定管理者候補者及び次点者は、本市が定める選定基準を基本として、公平かつ適正に審査し、選定します。

選定基準	評価項目	配点 (サービス重視の場合)	
<b>1. 管理運営の基本方針と意欲</b> 施設の設置目的や市の施策等を十分に理解し、適切な基本方針をもって、施設の効用を最大限発揮する意欲があるか。	【1-1】 管理運営の基本方針	4	2
	【1-2】 管理運営を行う意欲		2
<b>2. 管理運営を行う能力</b> 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有しているか。	【2-1】 経営状況、財務規模	10	6
	【2-2】 類似施設・事業の管理運営・実施実績		4
<b>3. 施設の管理運営の考え方と方策</b> 個人情報保護や人権尊重の基本的な視点を踏まえつつ、効果的かつ効率的に施設を管理運営できるか。	【3-1】 従事者の雇用、労働者福祉の考え方	30	4
	【3-2】 人員配置		4
	【3-3】 人材育成の考え方		4
	【3-4】 設備の維持管理及び清掃・衛生管理		10
	【3-5】 緊急時対策、安全管理		2
	【3-6】 環境への配慮に関する考え方		2
	【3-7】 個人情報の保護及び情報公開		2
	【3-8】 人権尊重への配慮に関する考え方		2
<b>4. サービス向上の考え方と方策</b> 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供することで、施設の効用を最大限に発揮することができるか。	【4-1】 休日、開業時間	46	2
	【4-2】 利用者ニーズや苦情の把握と対応		10
	【4-3】 利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策		18
	【4-4】 各指定管理事業の具体的な方策		8
	【4-5】 自主事業の実施計画		8
<b>5. 収支計画</b> 提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであり、かつ管理運営コストの削減を図ることができるものか。	【5-1】 指定管理料の見積もり額*	10	10
	【5-2】 収支計画の実現可能性		有・無
合計		100	

※ 指定管理料の見積もり額に関する評価（価格点）は、以下の計算式で小数点第三位を四捨五入し、算出します。

<計算式>

価格点＝配点(満点)×(上限額－提案額)／(上限額－市設定額(非公開))

ただし、応募団体の提案額が市設定額を下回るものは満点、上限額と同額のものは1点とします。

## (2) 選定結果の通知

選定結果の通知は、全ての応募者に文書で通知します。また、市のホームページ等においても、全ての応募団体の名称、総得点、項目別得点及び指定管理者候補者に選定された団体の選定理由等を公表します。選定された団体については、提出された事業計画書等を、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。なお、事業計画書は、全て公表が原則ですが、団体独自の技術やノウハウ等を公にすることにより、事業活動等が損なわれる可能性がある場合は、その部分を除いた事業計画書の公表も可とします。（市の承認が必要）

## 13 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定されたものは、議会の議決（令和6年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、指定管理者候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点者と協議を行い、当該次点者を指定管理者候補者とします。

議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

議決を得て、指定管理者として選定された団体には、指定通知書をもってこの旨を通知します。

## 14 選定スケジュール（予定）

令和6年7月29日 指定管理者候補者募集要項の配布開始

令和6年8月1日 質問受付開始

令和6年8月6日 現地見学会・説明会の実施（午後1時から）

※募集に関するスケジュール等の簡易な質問については随時受け付けしますが、詳細な質問については質問票にて文書受付し、後日回答します。

令和6年8月8日 要項配布終了

令和6年8月9日 質問受付終了

令和6年8月16日 質問回答（市ホームページにて回答掲載）

令和6年8月19日 申請書受付開始

令和6年8月23日 申請書受付終了（本要項10(5)①ア）

令和6年9月6日 申請書受付終了（本要項10(5)①イ）

令和6年10～11月 指定管理者候補者選定委員会において審査、選定

令和6年12月～	応募者へ結果を通知 市議会に指定に関する議案上程 可決後、3月までに協定書締結
令和7年2～3月	現指定管理者（新規導入施設については市）との引継ぎ
令和7年4月1日	新指定管理者による管理の開始

## 15 協定の締結

指定管理者は、次の事項について、市と管理運営協定を締結します。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理運営経費の額及び支払い方法に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (5) 管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理運営業務に関し取得した文書の取扱に関する事項
- (7) 市民体育館及び市民プール内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 管理運営に起因する事故等の賠償責任及び求償に関する事項
- (9) 災害時における市への協力義務等に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

## 16 その他

- (1) 応募に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、補填その他一切支払い等はいたしません。
- (2) 提出された書類等は、茨木市情報公開条例に規定する公文書に該当し、本市の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理に係る事業計画書を当該条例に基づき公開することがあります。
- (3) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (4) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (5) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (6) 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (7) 指定期間終了もしくは指定取消しにより、次の指定管理者に管理運営業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (8) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。また、協定の締結までに事業の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結し

ないことがあります。これらの場合、指定管理者の指定を取り消されたものは、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。

- (9) 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で該当施設を使用する場合は、協力していただきます。
- (10) 茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木市避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営の支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとします。
- (11) 市民体育館・市民プールの管理運営業務に当たり、指定管理者が法人市民税等の納税義務を負う場合があります。
- (12) 提案された内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として、必ず実施していただきます。
- (13) 指定の期間中の本施設において、本市の自主財源確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツを導入する可能性があり、導入後においては、施設等における印刷物、ホームページ、イベント等の広報において、愛称を使用するものとします。

#### 17 問合せ先及び書類の提出先

- (1) 住 所 〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番13号
- (2) 担当部課名 市民文化部スポーツ推進課（南館 8 階窓口）
- (3) 電話番号 0 7 2 - 6 2 0 - 1 6 0 8
- (4) メールアドレス sportssk@city.ibaraki.lg.jp

#### <別添資料>

- ・市民体育館・市民プール平面図、見取り図
- ・備品・物品等一覧
- ・要求水準書
- ・茨木市立市民体育館設置条例・同施行規則、茨木市立市民プール条例・同施行規則
- ・施設の管理に関する参考情報（令和3年度～5年度）  
利用状況、収支状況、管理内容、契約内容等
- ・提出書類の様式（あるもの）

別表 リスク分担表

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価・賃金の変動	物価や人件費の変動に伴う経費の増		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び他の項目に記載されている以外のもの）		○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税等指定管理者の利益に関するもの		○
	消費税に関するもの	○	
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	要求水準書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	
指定管理業務の遅延・中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の	指定管理者の発意により行うもの		○

維持補修	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要となった場合）	○	
施設・設備・備品等の損害	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○
	天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
警備業務、セキュリティ	指定管理者の警備業務の不備による事故、盗難、火災、情報漏洩等による損害に関するもの		○
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコスト		○

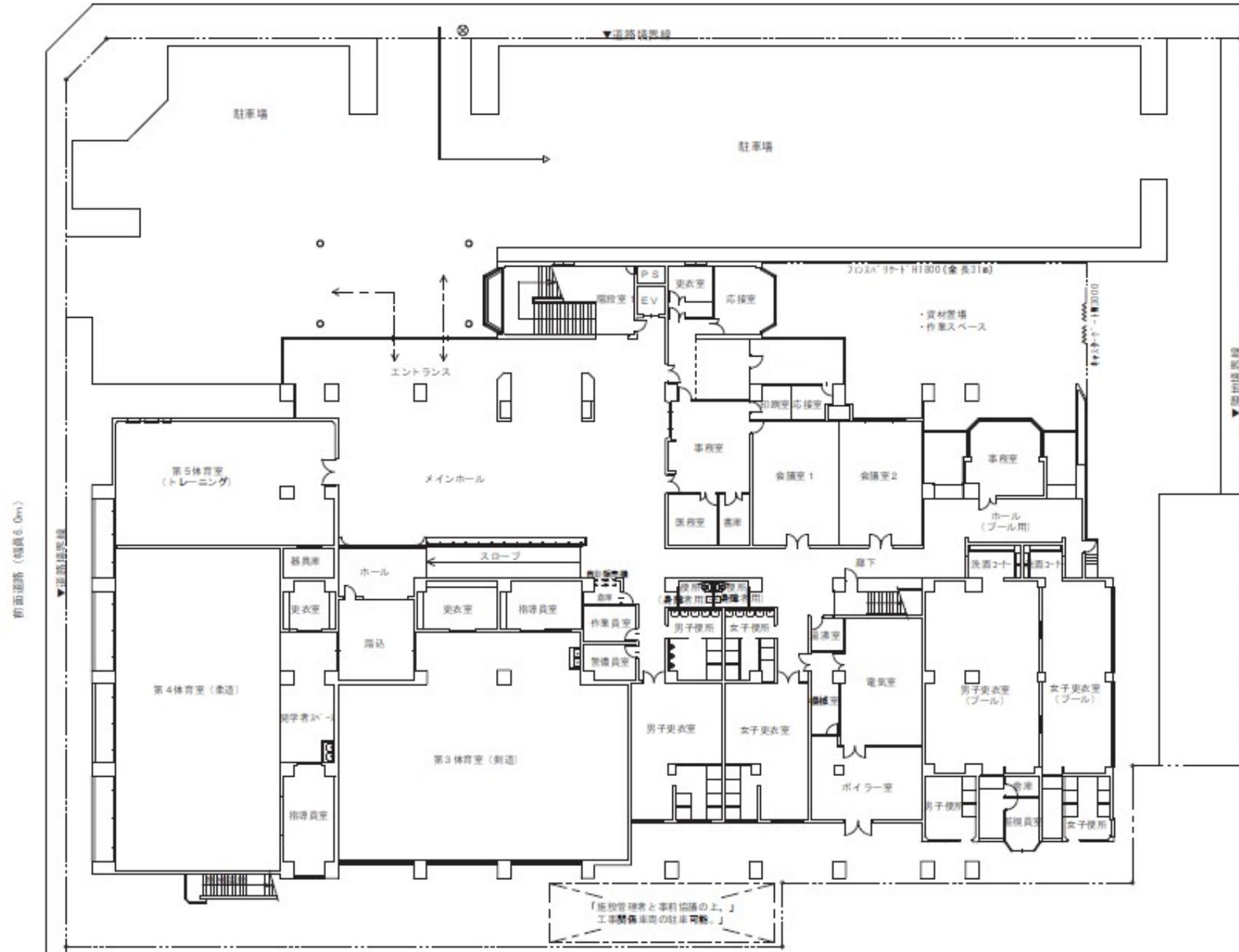
※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とします。

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとします。

# 市民体育館 1階



前面道路 (幅員12.0m)



Y8

44.000

Y1

X1

プール

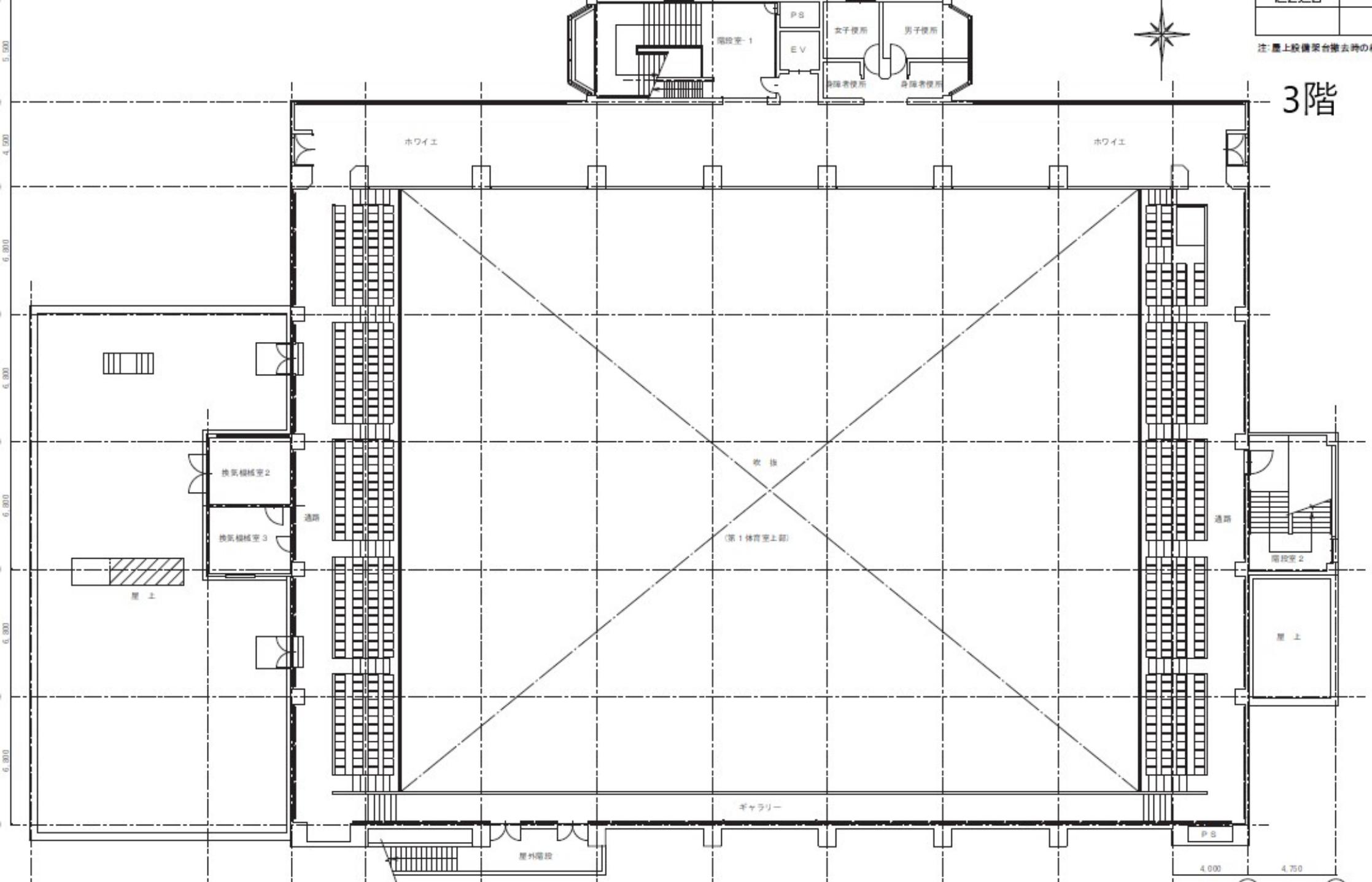
75.400

X13

「施設管理者と事前協議の上、  
工事関係車両の駐車可能。」

市民体育館 2階

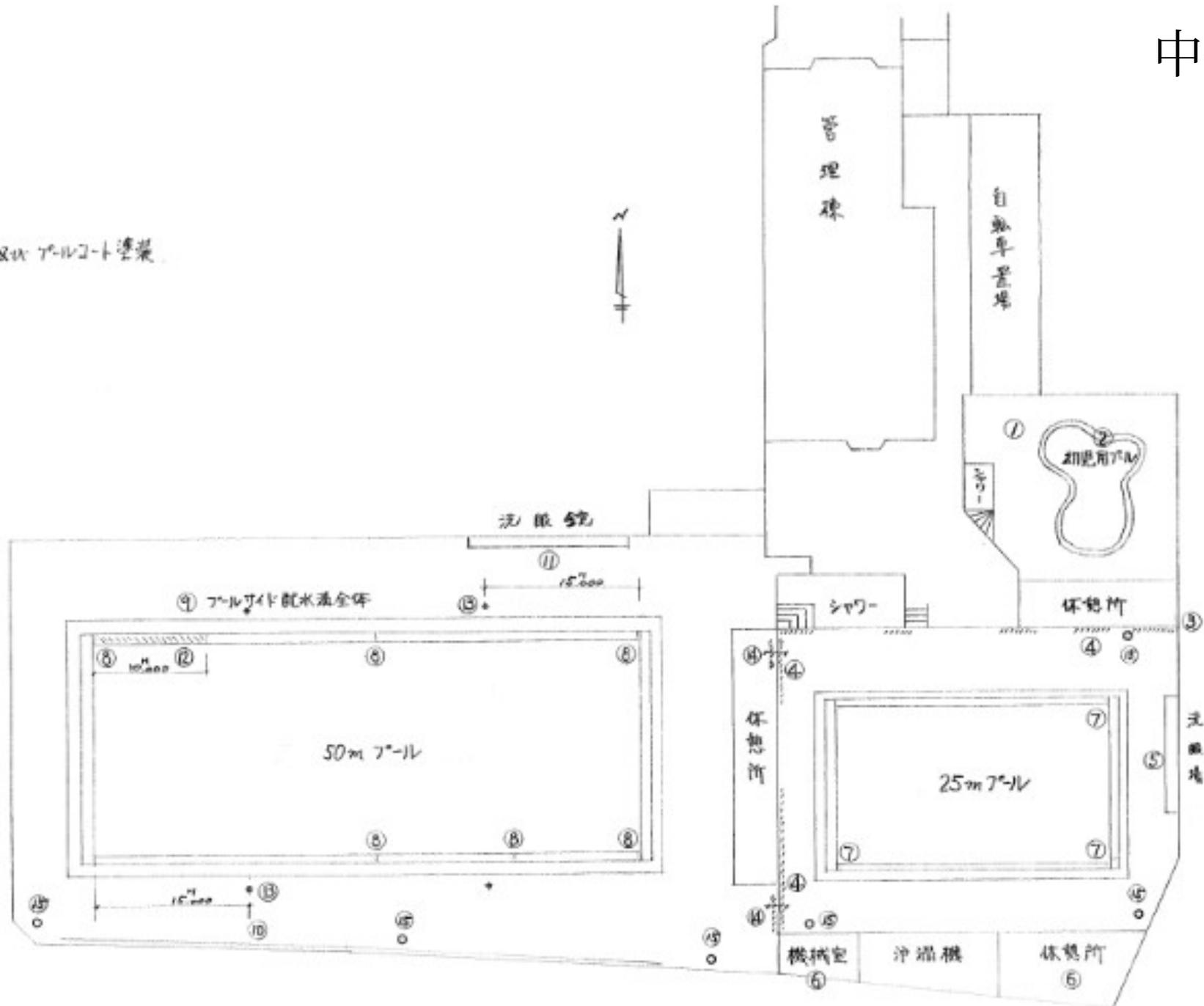




市民体育館 3階

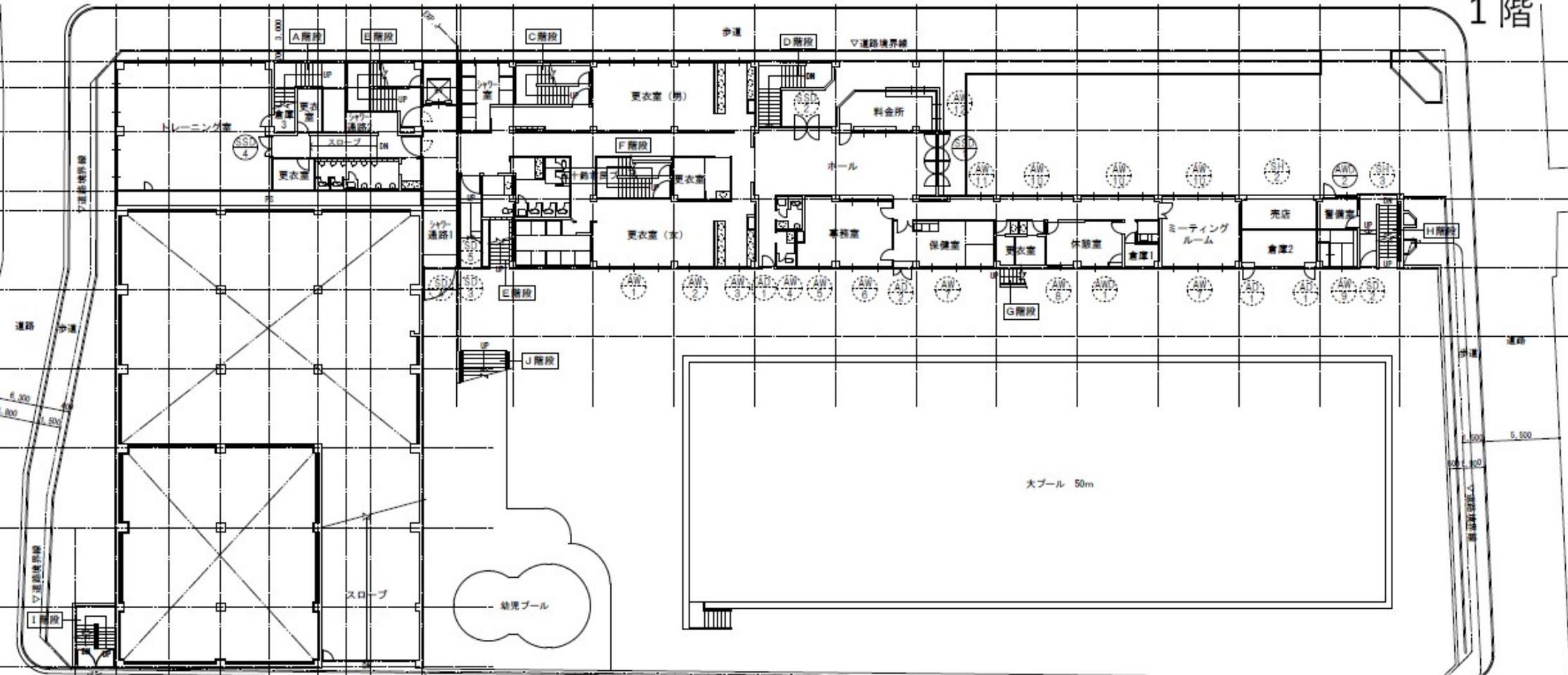
# 中条市民プール

R14 プールコート塗装

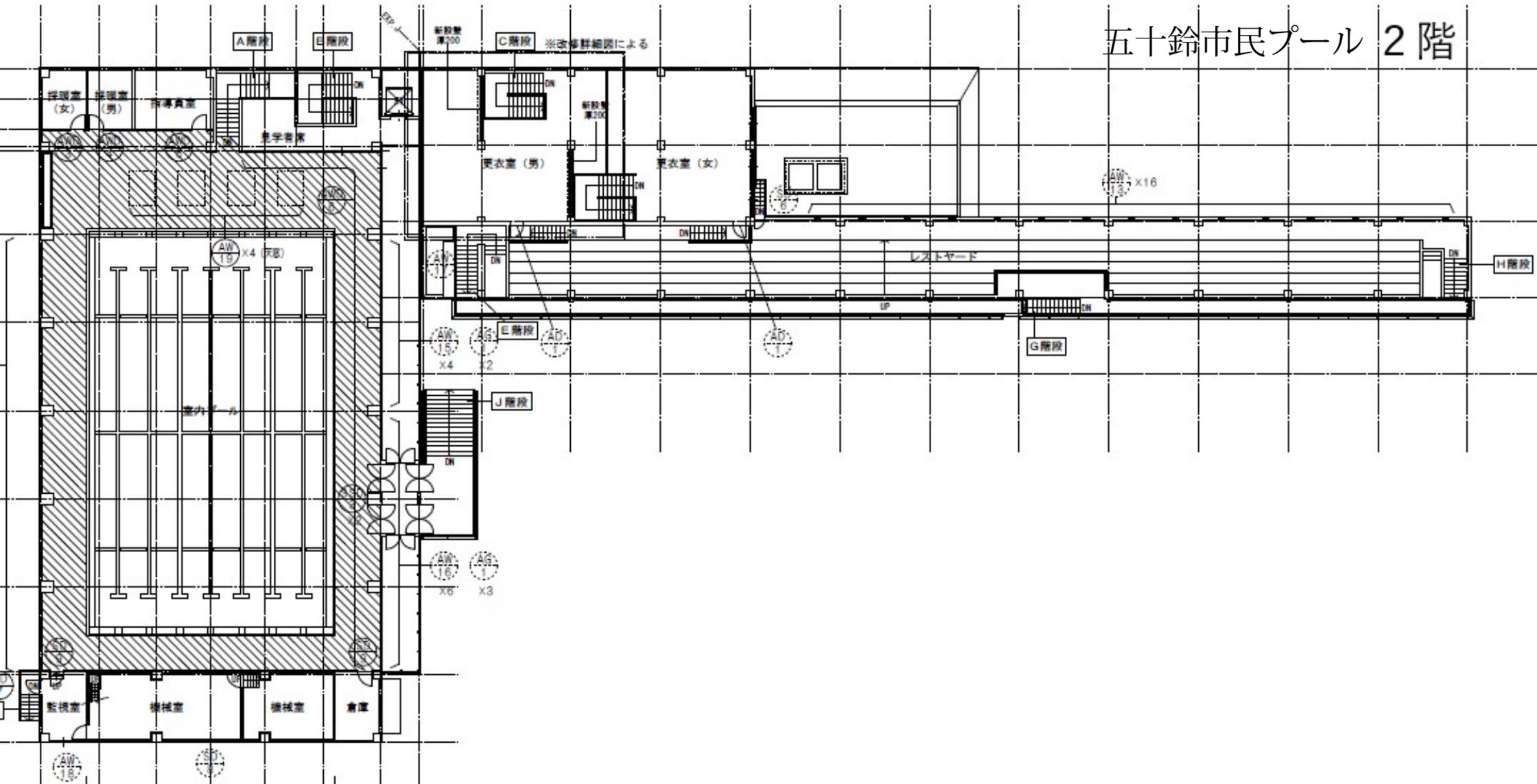


# 五十鈴市民プール

1階



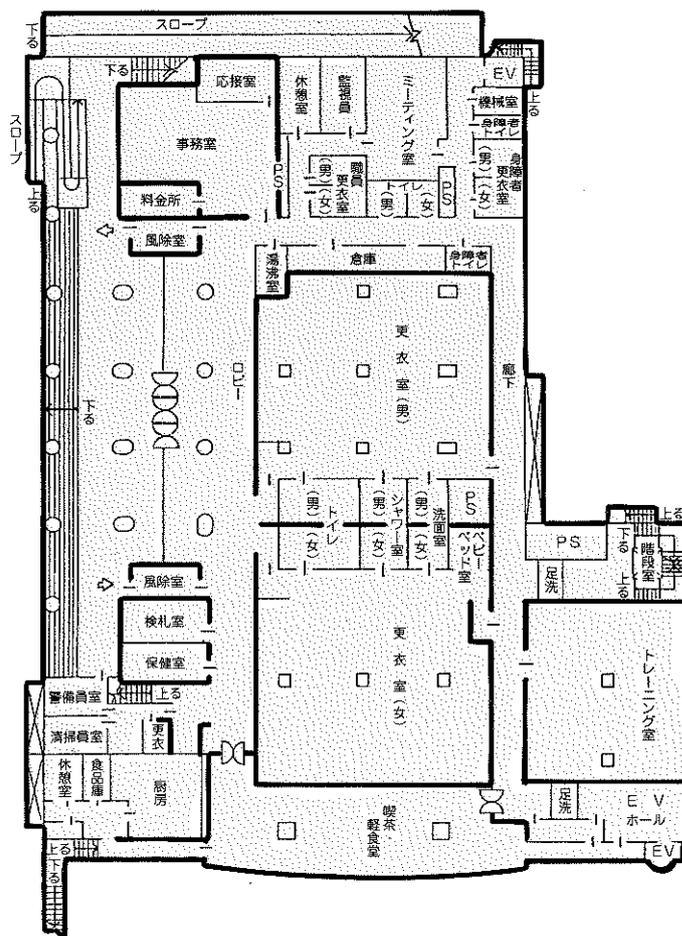
# 五十鈴市民プール 2階



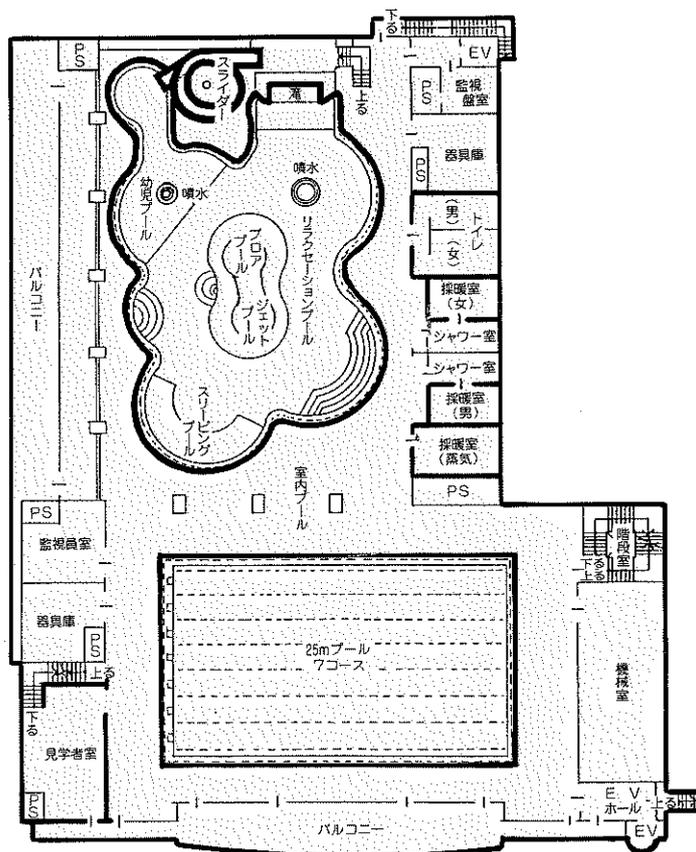
# 各階平面図

# 西河原市民プール

1階平面図

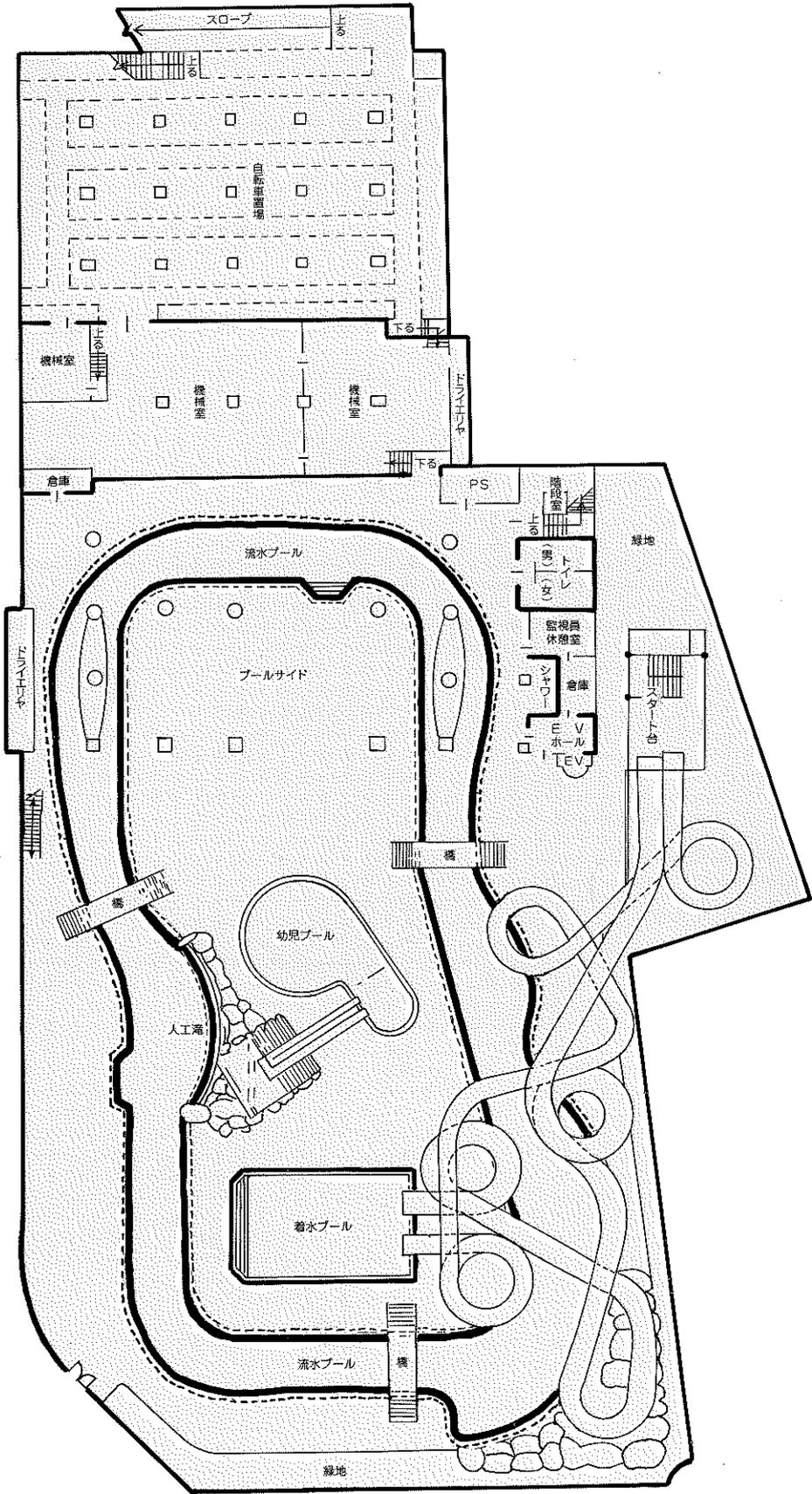


2階平面図



# 西河原市民プール

地下1階平面図



## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
1	25767	2010110	事務机	12,000	H2.3.31	その他	
2	25781	2010110	事務机	14,500	H13.3.29	購入	
3	25790	2010310	平机	47,600	S63.3.31	購入	
4	25791	2010310	平机	47,600	S63.3.31	購入	
5	25793	2010510	演台	35,500	S63.5.6	購入	
6	25794	2011210	記載台	99,800	S60.5.21	購入	
7	25795	2011310	折りたたみ机	37,000	H4.3.12	購入	
8	25796	2011310	折りたたみ机	37,000	H4.3.12	購入	
9	25797	2011310	折りたたみ机	37,000	H4.3.12	購入	
10	25798	2011310	折りたたみ机	37,000	H4.3.12	購入	
11	25799	2011310	折りたたみ机	38,300	H4.4.30	購入	
12	25800	2011310	折りたたみ机	38,300	H4.4.30	購入	
13	25801	2011310	折りたたみ机	38,300	H4.4.30	購入	
14	25802	2011310	折りたたみ机	38,300	H4.4.30	購入	
15	25803	2011810	応接机	97,850	H3.5.10	購入	
16	25823	2020110	事務椅子	26,100	H9.3.31	その他	
17	25826	2020110	事務椅子	26,000	H12.3.30	その他	
18	25829	2020110	事務椅子	18,500	H13.7.12	購入	
19	25838	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
20	25839	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
21	25840	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
22	25841	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
23	25842	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
24	25843	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
25	25844	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
26	25845	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
27	25846	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
28	25847	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
29	25848	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
30	25849	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
31	25850	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
32	25851	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
33	25852	2020210	長椅子	37,000	H5.1.27	購入	
34	25853	2020210	長椅子	40,000	H15.8.22	購入	
35	25854	2020210	長椅子	40,000	H15.8.22	購入	
36	25855	2020210	長椅子	40,000	H15.8.22	購入	
37	25856	2020210	長椅子	40,000	H15.8.22	購入	
38	25857	2020210	長椅子	40,000	H15.8.22	購入	
39	25858	2020210	長椅子	40,000	H15.8.22	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
40	25859	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
41	25860	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
42	25861	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
43	25862	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
44	25863	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
45	25864	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
46	25865	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
47	25866	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
48	25867	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
49	25868	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
50	25869	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
51	25870	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
52	25871	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
53	25872	2020210	長椅子	40,000	H17.5.27	購入	
54	25873	2020210	長椅子	40,000	H17.9.9	購入	
55	25874	2020210	長椅子	40,000	H17.9.9	購入	
56	25875	2020210	長椅子	40,000	H17.9.9	購入	
57	25876	2020210	長椅子	40,000	H17.9.9	購入	
58	25877	2020210	長椅子	40,000	H17.9.9	購入	
59	25917	2021110	応接セット	72,000	S53.1.24	購入	
60	25918	2021110	応接セット	137,000	H1.5.8	購入	
61	25919	2021110	応接セット	137,000	H1.5.8	購入	
62	25921	2030110	書架	44,000	S63.5.6	購入	
63	25922	2030210	整理棚	62,000	H17.5.27	購入	
64	25923	2030210	整理棚	182,500	H17.5.27	購入	
65	25924	2030210	整理棚	37,000	H17.5.27	購入	
66	25926	2030210	整理棚	33,000	H17.9.9	購入	
67	25927	2030210	整理棚	34,000	H17.10.28	購入	
68	25929	2040110	金庫	100,000	S40.5.1	購入	
69	25930	2040310	キャビネット	33,800	H4.4.27	購入	
70	25931	2040310	キャビネット	33,800	H4.4.27	購入	
71	25932	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
72	25943	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
73	25954	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
74	25965	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
75	25976	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
76	25987	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
77	25998	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
78	26009	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
79	26020	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
80	26084	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
81	26095	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
82	26106	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
83	26117	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
84	26128	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
85	26139	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
86	26150	2041010	更衣ロッカー	12,000	S53.1.24	購入	
87	26151	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
88	26162	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
89	26173	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
90	26184	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
91	26195	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
92	26206	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
93	26225	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
94	26232	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
95	26233	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
96	26234	2041010	更衣ロッカー	11,000	S53.1.24	購入	
97	26235	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
98	26236	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
99	26237	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
100	26238	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
101	26239	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
102	26240	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
103	26241	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
104	26242	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
105	26243	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
106	26244	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
107	26245	2041010	更衣ロッカー	11,000	S53.1.24	購入	
108	26246	2041010	更衣ロッカー	100,000	S53.1.29	購入	
109	26257	2041010	更衣ロッカー	11,000	S53.1.24	購入	
110	26269	2041010	更衣ロッカー	11,000	S53.1.24	購入	
111	26288	2041010	更衣ロッカー	12,600	S53.1.24	購入	
112	26313	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
113	26314	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
114	26315	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
115	26316	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
116	26317	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
117	26318	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
118	26319	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
119	26320	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
120	26321	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
121	26322	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
122	26323	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
123	26324	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
124	26325	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
125	26326	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
126	26327	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
127	26328	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
128	26329	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
129	26330	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
130	26331	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
131	26332	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
132	26333	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
133	26334	2041210	下駄箱	32,000	H2.2.21	購入	
134	26335	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
135	26336	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
136	26337	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
137	26338	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
138	26339	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
139	26340	2041210	下駄箱	50,000	S53.1.29	購入	
140	26341	2050610	印刷機	288,400	H2.4.20	購入	
141	26343	2050910	穿孔機	87,550	H2.1.6	購入	
142	26344	2051010	裁断機	174,000	S63.3.23	購入	
143	26363	2052110	帳簿立	36,500	H2.2.10	購入	
144	26364	2052110	帳簿立	33,000	H16.12.16	購入	
145	26366	2053110	硬貨計算機	391,400	H2.8.22	購入	
146	26399	2080310	増幅機	198,300	H9.12.8	購入	
147	26400	2080310	増幅機	177,500	H10.4.23	購入	
148	26401	2080310	増幅機	173,000	H14.8.29	購入	
149	26402	2080310	増幅機	207,300	H16.12.6	購入	
150	26408	2080310	増幅機	185,420	H3.4.11	購入	
151	26409	2080310	増幅機	124,830	H3.7.29	購入	
152	26410	2080310	増幅機	66,000	H6.10.14	購入	
153	26411	2080510	拡声機	50,000	S53.1.29	購入	
154	26412	2080510	拡声機	50,000	S53.1.29	購入	
155	26413	2080510	拡声機	64,300	S63.7.8	購入	
156	26414	2080710	録音機	71,400	S60.3.29	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
157	26415	2080710	録音機	80,000	S53.1.29	購入	
158	26416	2080710	録音機	150,000	H2.1.1	購入	
159	26417	2080710	録音機	200,000	S53.1.29	購入	
160	26418	2080710	録音機	150,000	S53.1.29	購入	
161	26419	2080710	録音機	30,745	H4.5.31	購入	
162	26420	2081110	マイクロホン	32,500	H4.5.31	購入	
163	26421	2081110	マイクロホン	32,500	H4.5.31	購入	
164	26422	2081110	マイクロホン	42,000	H14.7.23	購入	
165	26423	2081110	マイクロホン	36,000	H14.7.23	購入	
166	26427	2081310	マイクロホンスタンド	400,000	S53.1.29	購入	
167	26428	2081710	ビデオデッキ	107,500	H3.5.24	購入	
168	26429	2081710	ビデオデッキ	102,794	H4.6.2	購入	
169	26432	2082610	ファクシミリ	192,610	H7.12.15	購入	
170	26433	2082610	ファクシミリ	178,000	H16.12.24	購入	
171	26434	2083010	チューナー	90,000	H4.5.31	購入	
172	26435	2083210	ビデオカメラ	133,000	H7.4.18	購入	
173	26437	2083310	ビデオテープ	139,050	H4.3.6	購入	
174	26438	2090210	ストップウォッチ	282,500	H2.5.12	購入	
175	26439	2090210	ストップウォッチ	98,400	S56.7.2	購入	
176	26440	2090210	ストップウォッチ	706,065	H3.4.27	購入	
177	26441	2090210	ストップウォッチ	185,000	H3.5.4	購入	
178	26442	2090210	ストップウォッチ	62,160	H3.5.4	購入	
179	26443	2090210	ストップウォッチ	62,160	H3.5.4	購入	
180	26444	2090210	ストップウォッチ	111,240	H3.11.21	購入	
181	26445	2090210	ストップウォッチ	68,660	H9.1.9	購入	
182	26446	2090210	ストップウォッチ	68,660	H9.1.9	購入	
183	26447	2090210	ストップウォッチ	68,660	H9.1.9	購入	
184	26448	2092510	体重計	46,500	S52.12.24	購入	
185	26449	2092510	体重計	96,000	H4.12.4	購入	
186	26450	2092510	体重計	86,000	H7.5.2	購入	
187	26451	2092510	体重計	86,000	H7.5.2	購入	
188	26458	2110110	テレビ	138,000	H16.6.18	購入	
189	26459	2110110	テレビ	204,500	H3.5.24	購入	
190	26460	2110110	テレビ	144,000	H5.1.14	購入	
191	26461	2110110	テレビ	122,000	H5.2.5	購入	
192	26462	2111010	掃除機	71,500	H2.1.12	購入	
193	26463	2111010	掃除機	46,000	H2.1.12	購入	
194	26465	2111110	エアコン	136,000	S59.5.24	購入	
195	26466	2111110	エアコン	200,000	S63.3.31	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
196	26467	2111110	エアコン	200,000	H1.5.19	購入	
197	26468	2111110	エアコン	200,000	H1.12.16	購入	
198	26469	2111110	エアコン	170,000	H4.5.8	購入	
199	26470	2111110	エアコン	183,000	H8.5.8	購入	
200	26471	2111110	エアコン	164,000	H9.5.19	購入	
201	26473	2111210	時計	31,500	S63.1.8	購入	
202	26474	2111210	時計	298,000	H2.12.20	購入	
203	26475	2111210	時計	298,000	H3.1.26	購入	
204	26476	2111210	時計	286,000	H3.11.28	購入	
205	26477	2111210	時計	286,000	H3.11.28	購入	
206	26478	2111210	時計	286,000	H10.5.6	購入	
207	26479	2112010	ワゴン	30,000	S63.12.24	購入	
208	26480	2112110	鏡	118,700	S52.12.24	購入	
209	26481	2112110	鏡	118,700	S52.12.24	購入	
210	26482	2112110	鏡	96,820	H6.8.29	購入	
211	26483	2113510	ウォータークーラー	90,000	S53.1.29	購入	
212	26486	2113510	ウォータークーラー	61,000	H14.7.12	購入	
213	26487	2113510	ウォータークーラー	90,000	S53.1.29	購入	
214	26488	2113510	ウォータークーラー	90,000	S53.1.29	購入	
215	26489	2113510	ウォータークーラー	90,000	S53.1.29	購入	
216	26490	2113510	ウォータークーラー	90,000	S53.1.29	購入	
217	26493	2114310	タイマー	360,000	S53.1.24	購入	
218	26494	2114310	タイマー	360,000	S53.1.24	購入	
219	26495	2114310	タイマー	638,000	H2.6.29	購入	
220	26496	2114310	タイマー	1,545,000	H8.7.11	購入	
221	26497	2114310	タイマー	1,545,000	H8.7.11	購入	
222	26500	2120210	冷蔵庫	155,000	H17.4.25	購入	
223	26501	2124010	冷温水器	65,000	S56.7.1	購入	
224	26502	2124010	冷温水器	62,000	S61.7.14	購入	
225	26503	2124010	冷温水器	58,450	S63.6.27	購入	
226	26504	2124010	冷温水器	73,000	H15.7.16	購入	
227	26507	2161210	薬品戸棚	46,500	S52.12.24	購入	
228	26509	2162910	蘇生用人工呼吸器	84,500	S52.12.24	購入	
229	26511	2164110	血圧計	343,608	H5.11.10	購入	
230	26513	2164110	血圧計	219,000	H17.6.6	購入	
231	26514	2170710	背筋力計	170,000	S53.1.24	購入	
232	26515	2170710	背筋力計	170,000	S53.1.24	購入	
233	26516	2170710	背筋力計	170,000	S53.1.24	購入	
234	26517	2170810	前屈測定器	180,000	S53.1.24	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
235	26518	2170810	前屈測定器	180,000	S53.1.24	購入	
236	26519	2170810	前屈測定器	180,000	S53.1.24	購入	
237	26520	2170910	ジャンプメーター	130,000	S53.1.24	購入	
238	26521	2170910	ジャンプメーター	130,000	S53.1.24	購入	
239	26522	2170910	ジャンプメーター	47,200	S62.7.27	購入	
240	26523	2170910	ジャンプメーター	47,200	S62.7.27	購入	
241	26524	2171210	握力計	148,000	S53.1.24	購入	
242	26525	2171210	握力計	148,000	S53.1.24	購入	
243	26526	2171210	握力計	148,000	S53.1.24	購入	
244	26527	2171210	握力計	148,000	S53.1.24	購入	
245	26528	2171210	握力計	148,000	S53.1.24	購入	
246	26529	2171610	上体そらし測定器	350,000	S53.1.24	購入	
247	26530	2171610	上体そらし測定器	350,000	S53.1.24	購入	
248	26531	2171610	上体そらし測定器	350,000	S53.1.24	購入	
249	26532	2172510	反復横とび測定器	280,000	S53.1.24	購入	
250	26533	2172510	反復横とび測定器	280,000	S53.1.24	購入	
251	26534	2172610	集団ハートペット	250,000	S53.1.24	購入	
252	26536	2181810	重量物運搬台	33,700	H1.4.8	購入	
253	26537	2181810	重量物運搬台	33,700	H1.4.8	購入	
254	26538	2181810	重量物運搬台	70,000	H4.5.1	購入	
255	26539	2181810	重量物運搬台	177,300	H4.4.20	購入	
256	26540	2181810	重量物運搬台	216,800	H4.12.4	購入	
257	26541	2181810	重量物運搬台	57,960	H8.5.23	購入	
258	26542	2181810	重量物運搬台	57,960	H8.5.23	購入	
259	26543	2181810	重量物運搬台	70,560	S53.1.24	購入	
260	26544	2181810	重量物運搬台	70,560	S53.1.24	購入	
261	26545	2181810	重量物運搬台	39,840	H17.1.27	購入	
262	26546	2181810	重量物運搬台	92,880	S53.1.24	購入	
263	26547	2181810	重量物運搬台	92,880	S53.1.24	購入	
264	26548	2181810	重量物運搬台	92,880	S53.1.24	購入	
265	26549	2181810	重量物運搬台	92,880	S53.1.24	購入	
266	26550	2181810	重量物運搬台	44,500	H1.4.8	購入	
267	26551	2181810	重量物運搬台	44,500	H1.4.8	購入	
268	26552	2201110	スマートボール	45,000	H3.7.30	購入	
269	26553	2201110	スマートボール	45,000	H3.7.30	購入	
270	26554	2201110	スマートボール	45,000	H3.7.30	購入	
271	26555	2201110	スマートボール	45,000	H3.7.30	購入	
272	26556	2201110	スマートボール	45,000	H4.11.5	購入	
273	26557	2201310	紅白球入用具類	58,940	H5.6.18	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
274	26558	2201310	紅白球入用具類	60,770	H6.5.12	購入	
275	26559	2202210	遊具類	107,200	S58.4.14	寄贈	
276	26560	2203110	バランスボール	34,400	S58.4.14	寄贈	
277	26561	2203110	バランスボール	34,400	S58.4.14	寄贈	
278	26562	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
279	26563	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
280	26564	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
281	26565	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
282	26566	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
283	26567	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
284	26568	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
285	26569	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
286	26570	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
287	26571	2220210	跳箱	86,400	S53.1.24	購入	
288	26572	2220310	踏切板	60,480	S53.1.24	購入	
289	26573	2220310	踏切板	60,480	S53.1.24	購入	
290	26574	2220310	踏切板	104,000	S62.9.5	購入	
291	26575	2220310	踏切板	104,000	S62.9.5	購入	
292	26576	2220310	踏切板	104,000	S62.9.5	購入	
293	26577	2220310	踏切板	104,000	S62.9.5	購入	
294	26578	2220310	踏切板	104,000	S62.9.5	購入	
295	26579	2220310	踏切板	104,000	S62.9.5	購入	
296	26580	2220510	平均台	366,926	H1.9.1	購入	
297	26581	2220510	平均台	79,670	H4.4.24	購入	
298	26582	2220510	平均台	75,200	H13.5.14	購入	
299	26583	2220810	サイクルトレーナー	370,800	H2.5.24	購入	
300	26584	2220910	鉄棒	31,500	S58.2.1	その他	
301	26585	2220910	鉄棒	31,500	S58.2.1	その他	
302	26586	2220910	鉄棒	31,500	S58.2.1	その他	
303	26587	2220910	鉄棒	334,900	H3.8.29	購入	
304	26588	2220910	鉄棒	31,500	S58.2.1	その他	
305	26589	2220910	鉄棒	31,500	S58.2.1	その他	
306	26590	2221010	体操マット	247,200	H6.5.12	購入	
307	26591	2221010	体操マット	247,200	H6.5.12	購入	
308	26592	2221010	体操マット	247,200	H6.5.12	購入	
309	26593	2221010	体操マット	78,230	H7.5.19	購入	
310	26594	2221010	体操マット	78,230	H7.5.19	購入	
311	26595	2221010	体操マット	240,000	H7.12.12	購入	
312	26596	2221010	体操マット	240,000	H7.12.12	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
313	26597	2221010	体操マット	217,000	H10.6.8	購入	
314	26598	2221010	体操マット	217,000	H10.6.8	購入	
315	26599	2221010	体操マット	217,000	H10.6.8	購入	
316	26600	2221010	体操マット	217,000	H10.6.8	購入	
317	26601	2221010	体操マット	114,750	H11.10.28	購入	
318	26602	2221010	体操マット	114,750	H11.10.28	購入	
319	26603	2221010	体操マット	114,750	H11.10.28	購入	
320	26604	2221010	体操マット	114,750	H11.10.28	購入	
321	26605	2221010	体操マット	108,000	H12.7.12	購入	
322	26606	2221010	体操マット	108,000	H12.7.12	購入	
323	26607	2221010	体操マット	108,000	H12.7.12	購入	
324	26608	2221010	体操マット	108,000	H12.7.12	購入	
325	26609	2221010	体操マット	93,200	H16.6.8	購入	
326	26610	2221010	体操マット	93,200	H16.6.8	購入	
327	26611	2221010	体操マット	93,200	H16.6.8	購入	
328	26612	2221010	体操マット	93,200	H16.6.8	購入	
329	26613	2221010	体操マット	115,800	S53.1.24	購入	
330	26614	2221010	体操マット	115,800	S53.1.24	購入	
331	26615	2221010	体操マット	115,800	S53.1.24	購入	
332	26616	2221010	体操マット	115,800	S53.1.24	購入	
333	26617	2221010	体操マット	115,800	S53.1.24	購入	
334	26618	2221010	体操マット	96,700	S53.1.24	購入	
335	26619	2221010	体操マット	96,700	S53.1.24	購入	
336	26620	2221010	体操マット	96,700	S53.1.24	購入	
337	26621	2221010	体操マット	96,700	S53.1.24	購入	
338	26622	2221010	体操マット	96,700	S53.1.24	購入	
339	26623	2221010	体操マット	47,330	S53.1.24	購入	
340	26624	2221010	体操マット	47,330	S53.1.24	購入	
341	26625	2221010	体操マット	47,330	S53.1.24	購入	
342	26626	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
343	26627	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
344	26628	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
345	26629	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
346	26630	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
347	26631	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
348	26632	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
349	26633	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
350	26634	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	
351	26635	2221010	体操マット	64,440	S53.1.24	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
352	26636	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
353	26637	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
354	26638	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
355	26639	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
356	26640	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
357	26641	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
358	26642	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
359	26643	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
360	26644	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
361	26645	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
362	26646	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
363	26647	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
364	26648	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
365	26649	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
366	26650	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
367	26651	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
368	26652	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
369	26653	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
370	26654	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
371	26655	2221010	体操マット	60,480	S53.1.24	購入	
372	26656	2221010	体操マット	455,000	S53.1.24	購入	
373	26657	2221010	体操マット	257,800	S53.1.24	購入	
374	26658	2221610	綱引用ロープ	52,000	S58.4.14	寄贈	
375	26659	2221610	綱引用ロープ	44,000	H5.5.13	購入	
376	26660	2221610	綱引用ロープ	44,000	H5.5.13	購入	
377	26661	2221610	綱引用ロープ	32,000	H5.12.9	購入	
378	26662	2221610	綱引用ロープ	32,000	H5.12.9	購入	
379	26663	2221710	バスケット台	182,052	H4.8.12	購入	
380	26664	2221710	バスケット台	182,052	H4.8.12	購入	
381	26665	2221710	バスケット台	182,052	H4.8.12	購入	
382	26666	2221710	バスケット台	182,052	H4.8.12	購入	
383	26684	2222110	つりわ	470,500	H3.4.27	購入	
384	26685	2222210	審判台	70,000	S62.7.20	購入	
385	26686	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
386	26687	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
387	26688	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
388	26689	2222210	審判台	60,480	S53.1.24	購入	
389	26690	2222210	審判台	60,480	S53.1.24	購入	
390	26691	2222210	審判台	60,480	S53.1.24	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
391	26692	2222210	審判台	60,480	S53.1.24	購入	
392	26693	2222210	審判台	60,480	S53.1.24	購入	
393	26694	2222210	審判台	56,160	S53.1.24	購入	
394	26695	2222210	審判台	56,160	S53.1.24	購入	
395	26696	2222210	審判台	70,000	S62.7.20	購入	
396	26697	2222210	審判台	56,160	S53.1.24	購入	
397	26698	2222210	審判台	56,160	S53.1.24	購入	
398	26699	2222210	審判台	56,160	S53.1.24	購入	
399	26700	2222210	審判台	70,000	S62.7.20	購入	
400	26701	2222210	審判台	33,207	H1.11.30	購入	
401	26702	2222210	審判台	33,207	H1.11.30	購入	
402	26703	2222210	審判台	33,207	H1.11.30	購入	
403	26706	2222210	審判台	67,500	S63.6.27	購入	
404	26711	2222210	審判台	39,552	H6.8.25	購入	
405	26712	2222210	審判台	39,552	H6.8.25	購入	
406	26713	2222210	審判台	39,552	H6.8.25	購入	
407	26717	2222210	審判台	67,500	S63.6.27	購入	
408	26722	2222210	審判台	67,500	S63.6.27	購入	
409	26723	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
410	26724	2222310	テニス用支柱	77,690	H1.9.2	購入	
411	26725	2222310	テニス用支柱	77,690	H1.9.2	購入	
412	26726	2222610	バレー用支柱	32,960	H4.4.30	購入	
413	26727	2222610	バレー用支柱	32,960	H4.4.30	購入	
414	26728	2222610	バレー用支柱	216,300	H8.10.31	購入	
415	26729	2222610	バレー用支柱	210,000	H9.4.12	購入	
416	26741	2222910	バドミントン用支柱	36,550	H10.5.15	購入	
417	26742	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
418	26743	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
419	26744	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
420	26745	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
421	26746	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
422	26747	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
423	26748	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
424	26749	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
425	26750	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
426	26751	2223010	卓球用具類	85,680	S53.1.24	購入	
427	26752	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
428	26753	2223010	卓球用具類	85,500	S53.1.24	購入	
429	26754	2223010	卓球用具類	85,500	S53.1.24	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
430	26755	2223010	卓球用具類	105,000	S58.6.14	購入	
431	26756	2223010	卓球用具類	105,000	S59.5.21	購入	
432	26757	2223010	卓球用具類	105,000	S61.4.25	購入	
433	26758	2223010	卓球用具類	105,000	S61.4.25	購入	
434	26759	2223010	卓球用具類	105,000	S61.4.25	購入	
435	26760	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
436	26761	2223010	卓球用具類	105,000	S61.4.25	購入	
437	26762	2223010	卓球用具類	93,000	S62.12.20	購入	
438	26763	2223010	卓球用具類	139,000	S63.7.22	購入	
439	26764	2223010	卓球用具類	129,500	H1.7.28	購入	
440	26765	2223010	卓球用具類	120,000	H2.12.14	購入	
441	26766	2223010	卓球用具類	247,903	H3.6.7	購入	
442	26767	2223010	卓球用具類	132,000	H3.8.8	購入	
443	26768	2223010	卓球用具類	273,156	H4.7.16	購入	
444	26769	2223010	卓球用具類	170,000	H4.12.4	購入	
445	26770	2223010	卓球用具類	273,156	H5.7.1	購入	
446	26771	2223010	卓球用具類	278,306	H6.6.6	購入	
447	26772	2223010	卓球用具類	182,000	H12.6.23	購入	
448	26773	2223010	卓球用具類	182,000	H12.6.23	購入	
449	26774	2223010	卓球用具類	180,000	H15.8.19	購入	
450	26775	2223010	卓球用具類	180,000	H15.8.19	購入	
451	26776	2223010	卓球用具類	180,000	H15.8.19	購入	
452	26785	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
453	26786	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
454	26787	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
455	26788	2223010	卓球用具類	75,500	S53.1.24	購入	
456	26816	2224010	助走路	594,000	S53.1.24	購入	
457	26817	2224110	平行棒	541,500	H3.1.16	購入	
458	26819	2224610	肋木	302,000	S52.12.24	購入	
459	26820	2225110	ウェイトトレーニング	51,500	S52.12.24	購入	
460	26823	2225110	ウェイトトレーニング	98,880	H3.4.22	購入	
461	26824	2225110	ウェイトトレーニング	699,000	H5.2.4	購入	
462	26825	2225110	ウェイトトレーニング	677,000	H5.5.27	購入	
463	26826	2225110	ウェイトトレーニング	43,000	S52.12.24	購入	
464	26827	2225110	ウェイトトレーニング	520,000	H11.7.28	購入	
465	26839	2225810	跳馬	363,167	H1.9.1	購入	
466	26840	2225910	あん馬	415,000	H3.1.16	購入	
467	26841	2226010	段ちがい平行棒	449,636	H1.9.1	購入	
468	26842	2226210	ダンベルラック	39,700	S52.12.24	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
469	26843	2226310	セットバーラック	85,300	S52.12.24	購入	
470	26844	2226410	畳よせ枠	198,720	S53.1.24	購入	
471	26909	2226810	ベルトバイブレーター	127,900	S52.12.24	購入	
472	26911	2227010	ランナー	495,800	H3.5.20	購入	
473	26912	2227210	トランポリン	349,200	S53.1.24	購入	
474	26913	2227210	トランポリン	349,200	S53.1.24	購入	
475	26914	2227210	トランポリン	244,000	S52.12.24	購入	
476	26915	2227310	壁面握手	294,600	S52.12.24	購入	
477	26916	2227410	表彰台	30,000	H2.1.1	購入	
478	26917	2227410	表彰台	422,000	H8.8.6	購入	
479	26918	2227510	かご	37,800	S57.6.24	購入	
480	26919	2227510	かご	37,000	S63.5.16	購入	
481	26920	2227510	かご	37,000	S63.5.16	購入	
482	26921	2227510	かご	37,000	S63.5.16	購入	
483	26922	2227510	かご	37,000	S63.5.16	購入	
484	26923	2227710	ミニバスケットセット	170,000	S57.4.24	購入	
485	26924	2227810	セルコンタワー	5,000,000	S53.1.24	購入	
486	26925	2227910	ハンドボールゴール	136,800	S53.1.24	購入	
487	26926	2227910	ハンドボールゴール	185,000	H16.12.24	購入	
488	26927	2228010	得点表示板	91,440	S53.1.24	購入	
489	26928	2228010	得点表示板	91,440	S53.1.24	購入	
490	26929	2228010	得点表示板	91,440	S53.1.24	購入	
491	26930	2228010	得点表示板	91,440	S53.1.24	購入	
492	26931	2228010	得点表示板	91,440	S53.1.24	購入	
493	26932	2228010	得点表示板	91,440	S53.1.24	購入	
494	26933	2228010	得点表示板	100,800	S53.1.24	購入	
495	26934	2228010	得点表示板	1,515,350	H10.5.29	購入	
496	26935	2228010	得点表示板	1,515,350	H10.5.29	購入	
497	26936	2228110	体操指揮台	66,500	H2.1.1	購入	
498	26937	2228110	体操指揮台	66,500	S60.3.22	購入	
499	26938	2228110	体操指揮台	65,000	S63.7.23	購入	
500	26939	2228110	体操指揮台	84,970	H1.11.24	購入	
501	26940	2228110	体操指揮台	361,100	S62.9.11	購入	
502	26941	2228310	バウンドテニスセット	42,000	S63.11.12	購入	
503	26942	2228310	バウンドテニスセット	42,000	S63.11.12	購入	
504	26943	2228310	バウンドテニスセット	42,300	H2.4.16	購入	
505	26944	2228310	バウンドテニスセット	42,300	H2.4.16	購入	
506	26945	2228310	バウンドテニスセット	42,300	H2.4.16	購入	
507	26946	2228310	バウンドテニスセット	42,300	H2.4.16	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
508	26947	2228310	バウンドテニスセット	124,000	H16.5.7	購入	
509	26953	2240310	寝台	46,100	H2.6.6	購入	
510	26954	2240310	寝台	46,100	H2.6.6	購入	
511	26958	2240910	テント	45,000	S60.3.22	購入	
512	26959	2240910	テント	45,000	S60.3.22	購入	
513	26960	2240910	テント	46,000	S63.6.30	購入	
514	26961	2240910	テント	46,000	S63.6.30	購入	
515	26962	2240910	テント	46,000	S63.6.30	購入	
516	26963	2240910	テント	46,000	S63.6.30	購入	
517	26964	2240910	テント	46,000	S63.6.30	購入	
518	26965	2240910	テント	46,000	S63.6.30	購入	
519	26966	2240910	テント	55,500	S60.3.22	購入	
520	26967	2240910	テント	55,500	S60.3.22	購入	
521	26969	2240910	テント	47,000	H1.12.18	購入	
522	26970	2240910	テント	47,000	H1.12.18	購入	
523	26971	2240910	テント	56,000	H16.12.14	購入	
524	26975	2240910	テント	69,000	S60.3.22	購入	
525	26976	2240910	テント	45,000	S60.3.22	購入	
526	26977	2240910	テント	45,000	S60.3.22	購入	
527	26978	2241210	幕類	150,000	S60.3.25	購入	
528	26979	2250710	絵画	150,000	H3.12.9	その他	
529	26980	2260110	梯子（はしご）	30,000	H2.1.1	購入	
530	26982	2260310	スタンド	55,300	H5.2.8	購入	
531	26983	2260310	スタンド	55,300	H5.2.8	購入	
532	26984	2260310	スタンド	55,300	H5.2.8	購入	
533	26986	2260610	掲示板	100,000	H2.1.1	購入	
534	26987	2260610	掲示板	100,000	H2.1.1	購入	
535	26988	2260610	掲示板	110,000	H1.2.21	購入	
536	26989	2260610	掲示板	110,000	H1.2.21	購入	
537	26990	2260910	脚立	31,300	H17.12.16	購入	
538	27000	2262210	台類	128,000	H3.5.22	購入	
539	27001	2262210	台類	44,000	H5.2.4	購入	
540	27002	2263810	ライムソー	175,000	H1.2.10	購入	
541	27012	2265410	空気入れ	31,300	H2.3.2	購入	
542	27013	2265610	車椅子	59,000	S53.1.29	購入	
543	27014	2265610	車椅子	59,000	S53.1.29	購入	
544	27015	2265610	車椅子	59,000	S53.1.29	購入	
545	27019	2266410	物置・倉庫	344,580	H2.12.10	購入	
546	27020	2266410	物置・倉庫	355,000	H9.5.14	購入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
547	27021	2266910	プラスチック容器	32,000	S60.3.23	購入	
548	27026	2267210	フロアシート	184,000	H13.4.25	購入	
549	27963	2220210	跳箱	52,300	H6.9.19	購入	
550	27964	2220310	踏切板	74,900	H6.9.19	購入	
551	27980	2223010	卓球用具類	112,800	H6.9.19	購入	
552	27983	2223010	卓球用具類	112,800	H6.9.19	購入	
553	115783	2225110	ウエイトトレーニング	1,144,000	H23.10.19	移入	
554	120361	2263610	マット	102,900	H26.3.25	購入	
555	120362	2263610	マット	102,900	H26.3.25	購入	
556	120363	2263610	マット	102,900	H26.3.25	購入	
557	120364	2263610	マット	102,900	H26.3.25	購入	
558	126475	12550510	マット	137,500	H28.8.10	移入	
559	126476	12550510	マット	137,500	H28.8.10	移入	
560	126477	12550510	マット	137,500	H28.8.10	移入	
561	126478	12550510	マット	137,500	H28.8.10	移入	
562	126479	12550510	マット	200,000	H28.8.10	移入	
563	128016	2226710	バレルローラー	222,125	H29.2.13	購入	
564	128967	2225110	ウエイトトレーニング	865,000	H29.8.30	移入	
565	128968	12901610	医療器具	179,900	H29.9.28	移入	
566	129337	2225110	ウエイトトレーニング	426,600	H29.12.20	移入	
567	131698	2225110	ウエイトトレーニング	360,000	H30.12.6	移入	
568	132637	2225110	ウエイトトレーニング	550,000	H31.3.6	移入	
569	132640	2113510	ウォータークーラー	153,500	H31.3.13	移入	
570	132675	2240910	テント	75,700	H31.3.15	移入	
571	132676	2240910	テント	75,700	H31.3.15	移入	
572	132677	2229810	ポッチャーボール用具	34,200	H31.3.8	移入	
573	132678	2229810	ポッチャーボール用具	34,200	H31.3.8	移入	
574	133641	2222610	バレー用支柱	29,000	R1.12.3	移入	
575	133642	2222610	バレー用支柱	29,000	R1.12.3	移入	
576	134761	2227210	トランポリン	185,000	R2.3.17	移入	
577	135581	2113510	ウォータークーラー	129,000	R2.6.18	移入	
578	135582	2113510	ウォータークーラー	129,000	R2.6.18	移入	
579	135907	2222610	バレー用支柱	52,000	R2.8.25	移入	
580	136015	2225110	ウエイトトレーニング	239,200	R2.9.7	移入	
581	136018	2225110	ウエイトトレーニング	900,000	R2.10.7	移入	
582	138652	2229410	レスリングマット	1,880,000	R2.8.3	移入	
583	139224	2225110	ウエイトトレーニング	770,000	R3.8.18	移入	
584	139225	2225110	ウエイトトレーニング	825,000	R3.8.18	移入	
585	139514	2220910	鉄棒	147,600	R3.11.19	移入	

## 茨木市立市民体育館備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
586	141755	2120210	冷蔵庫	47,000	R4.6.20	移入	
587	142011	2222910	バトミントン用支柱	44,200	R4.8.23	移入	
588	142012	2222910	バトミントン用支柱	44,200	R4.8.23	移入	
589	142013	2222910	バトミントン用支柱	44,200	R4.8.23	移入	
590	142014	2222910	バトミントン用支柱	44,200	R4.8.23	移入	
591	142015	2222910	バトミントン用支柱	44,200	R4.8.23	移入	
592	142016	2222910	バトミントン用支柱	44,200	R4.8.23	移入	
	計		592件	81,174,602			

## 茨木市立中条市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
1	25764	2010110	事務机	11,200	S53.1.29	購入	
2	25765	2010110	事務机	11,200	S53.1.29	購入	
3	25779	2010110	事務机	12,400	S63.4.15	購入	
4	25792	2010310	平机	33,100	S63.12.24	購入	
5	25933	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
6	25934	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
7	25935	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
8	25936	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
9	25937	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
10	25938	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
11	25939	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
12	25940	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
13	25941	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
14	25942	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
15	25944	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
16	25945	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
17	25946	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
18	25947	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
19	25948	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
20	25949	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
21	25950	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
22	25951	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
23	25952	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
24	25953	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
25	25955	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
26	25956	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
27	25957	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
28	25958	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
29	25959	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
30	25960	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
31	25961	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
32	25962	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
33	25963	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
34	25964	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
35	25966	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
36	25967	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
37	25968	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
38	25969	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
39	25970	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	

## 茨木市立中条市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
40	25971	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
41	25972	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
42	25973	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
43	25974	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
44	25975	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
45	25977	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
46	25978	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
47	25979	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
48	25980	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
49	25981	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
50	25982	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
51	25983	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
52	25984	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
53	25985	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
54	25986	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
55	25988	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
56	25989	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
57	25990	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
58	25991	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
59	25992	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
60	25993	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
61	25994	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
62	25995	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
63	25996	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
64	25997	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
65	25999	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
66	26000	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
67	26001	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
68	26002	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
69	26003	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
70	26004	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
71	26005	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
72	26006	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
73	26007	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
74	26008	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
75	26010	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
76	26011	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
77	26012	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
78	26013	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	

## 茨木市立中条市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
79	26014	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
80	26015	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
81	26016	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
82	26017	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
83	26018	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
84	26019	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
85	26021	2041010	更衣ロッカー	30,300	S56.6.26	購入	
86	26022	2041010	更衣ロッカー	30,300	S56.6.26	購入	
87	26252	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
88	26253	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
89	26254	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
90	26255	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
91	26256	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
92	26258	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
93	26259	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
94	26260	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
95	26261	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
96	26262	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
97	26263	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
98	26264	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
99	26266	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
100	26267	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
101	26268	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
102	26270	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
103	26272	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
104	26273	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
105	26274	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
106	26275	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
107	26276	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
108	26277	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
109	26278	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
110	26279	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
111	26287	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
112	26289	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
113	26290	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
114	26291	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
115	26292	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
116	26293	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
117	26294	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	

## 茨木市立中条市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
118	26295	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
119	26296	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
120	26297	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
121	26298	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
122	26299	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
123	26300	2041010	更衣ロッカー	29,500	S53.3.29	購入	
124	26392	2069910	水中自動クリーナー	1,041,400	H5.2.27	購入	
125	26394	2069910	水中自動クリーナー	322,000	H10.4.22	購入	
126	26452	2096310	残留塩素測定器	108,000	H17.6.13	購入	
127	26498	2120210	冷蔵庫	118,500	S53.1.17	寄贈	
128	26887	2226610	コースロープ巻取器	84,980	H2.2.25	購入	
129	26888	2226610	コースロープ巻取器	103,000	H3.2.15	購入	
130	26889	2226610	コースロープ巻取器	103,000	H3.2.15	購入	
131	26890	2226610	コースロープ巻取器	35,000	H5.5.13	購入	
132	26891	2226610	コースロープ巻取器	35,000	H5.5.13	購入	
133	26892	2226610	コースロープ巻取器	34,400	H5.12.9	購入	
134	26893	2226610	コースロープ巻取器	34,400	H5.12.9	購入	
135	26894	2226610	コースロープ巻取器	117,000	H16.6.4	購入	
136	26895	2226610	コースロープ巻取器	117,000	H16.6.4	購入	
137	26896	2226610	コースロープ巻取器	130,450	H17.6.3	購入	
138	26897	2226610	コースロープ巻取器	130,450	H17.6.3	購入	
139	26898	2226610	コースロープ巻取器	120,435	H18.5.29	購入	
140	26899	2226610	コースロープ巻取器	120,435	H18.5.29	購入	
141	26900	2226610	コースロープ巻取器	116,500	H19.5.28	購入	
142	26901	2226610	コースロープ巻取器	116,500	H19.5.28	購入	
143	26906	2226610	コースロープ巻取器	84,980	H2.2.25	購入	
144	26907	2226610	コースロープ巻取器	84,980	H2.2.25	購入	
145	100769	2226610	コースロープ巻取器	116,500	H20.6.23	移入	
146	100770	2226610	コースロープ巻取器	116,500	H20.6.23	移入	
147	128018	32580710	記録タイマー	109,600	H29.1.26	購入	
148	133062	2226610	コースロープ巻取器	168,000	R1.6.24	移入	
149	133063	2226610	コースロープ巻取器	168,000	R1.6.24	移入	
	計		149件	7,417,010			

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
1	25766	2010110	事務机	11,200	S53.1.29	購入	
2	25768	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
3	25769	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
4	25770	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
5	25771	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
6	25773	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
7	25775	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
8	25776	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
9	25778	2010110	事務机	13,800	S56.6.27	購入	
10	25807	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
11	25808	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
12	25809	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
13	25810	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
14	25811	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
15	25812	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
16	25813	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
17	25814	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
18	25815	2020110	事務椅子	5,200	S56.6.26	購入	
19	25824	2020110	事務椅子	27,500	H9.12.21	その他	
20	26081	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
21	26082	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
22	26083	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
23	26085	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
24	26086	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
25	26087	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
26	26088	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
27	26089	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
28	26090	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
29	26091	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
30	26092	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
31	26093	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
32	26094	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
33	26096	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
34	26097	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
35	26098	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
36	26099	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
37	26100	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
38	26101	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
39	26102	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
40	26103	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
41	26104	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
42	26105	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
43	26107	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
44	26108	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
45	26109	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
46	26110	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
47	26111	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
48	26112	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
49	26113	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
50	26114	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
51	26115	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
52	26116	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
53	26118	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
54	26119	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
55	26120	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
56	26121	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
57	26122	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
58	26123	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
59	26124	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
60	26125	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
61	26126	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
62	26127	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
63	26129	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
64	26130	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
65	26131	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
66	26132	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
67	26133	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
68	26134	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
69	26135	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
70	26136	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
71	26137	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
72	26138	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
73	26140	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
74	26141	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
75	26142	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
76	26143	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
77	26144	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
78	26145	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
79	26146	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
80	26147	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
81	26148	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
82	26149	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
83	26152	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
84	26153	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
85	26154	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
86	26155	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
87	26156	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
88	26157	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
89	26158	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
90	26159	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
91	26160	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
92	26161	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
93	26163	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
94	26164	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
95	26165	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
96	26166	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
97	26167	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
98	26168	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
99	26169	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
100	26170	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
101	26171	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
102	26172	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
103	26174	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
104	26175	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
105	26176	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
106	26177	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
107	26178	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
108	26179	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
109	26180	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
110	26181	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
111	26182	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
112	26183	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
113	26185	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
114	26186	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
115	26187	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
116	26188	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
117	26189	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
118	26190	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
119	26191	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
120	26192	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
121	26193	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
122	26194	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
123	26196	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
124	26197	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
125	26198	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
126	26199	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
127	26200	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
128	26201	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
129	26202	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
130	26203	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
131	26204	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
132	26205	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
133	26207	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
134	26208	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
135	26209	2041010	更衣ロッカー	41,900	S56.7.1	購入	
136	26220	2041010	更衣ロッカー	14,800	S57.4.1	購入	
137	26221	2041010	更衣ロッカー	14,800	S57.4.1	購入	
138	26342	2050610	印刷機	288,400	H7.4.21	購入	
139	26347	2051410	複合機	288,000	S63.6.3	購入	
140	26356	2051710	タイムレコーダ	47,600	S56.6.27	購入	
141	26357	2051710	タイムレコーダ	47,600	S56.6.27	購入	
142	26360	2051710	タイムレコーダ	51,500	H5.1.13	購入	
143	26393	2069910	水中自動クリーナー	322,000	H10.4.22	購入	
144	26406	2080310	増幅機	42,750	S56.7.1	購入	
145	26424	2081110	マイクロホン	30,150	S56.7.1	購入	
146	26425	2081110	マイクロホン	30,150	S56.7.1	購入	
147	26426	2081110	マイクロホン	30,150	S56.7.1	購入	
148	26455	2098110	濁度・色度計	45,000	S60.4.1	購入	
149	26484	2113510	ウォータークーラー	78,800	H5.1.9	購入	
150	26485	2113510	ウォータークーラー	78,800	H5.1.9	購入	
151	26492	2113510	ウォータークーラー	90,000	S56.7.1	購入	
152	26499	2120210	冷蔵庫	90,000	S56.7.1	購入	
153	26508	2161210	薬品戸棚	53,000	S56.6.26	購入	
154	26510	2162910	蘇生用人工呼吸器	84,500	S56.6.26	寄贈	
155	26704	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
156	26705	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
157	26707	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
158	26708	2222210	審判台	62,000	H1.6.27	購入	
159	26709	2222210	審判台	83,000	H5.1.11	購入	
160	26710	2222210	審判台	83,000	H5.1.11	購入	
173	26902	2226610	コースロープ巻取器	280,000	S63.5.20	購入	
174	26903	2226610	コースロープ巻取器	280,000	S63.5.20	購入	
175	26904	2226610	コースロープ巻取器	320,000	H1.11.16	購入	
176	26905	2226610	コースロープ巻取器	280,000	H1.11.16	購入	
177	26951	2240310	寝台	49,000	S56.6.26	購入	
178	26957	2240910	テント	118,000	S56.7.3	購入	
179	26968	2240910	テント	66,000	S56.6.27	購入	
180	26972	2240910	テント	69,000	S56.7.3	購入	
181	26973	2240910	テント	50,000	S56.7.3	購入	
182	26974	2240910	テント	50,000	S56.7.3	購入	
183	26981	2260110	梯子（はしご）	175,000	S56.6.26	購入	
184	26985	2260510	黒板類	30,400	S56.6.26	購入	
185	27017	2265610	車椅子	59,600	S56.7.4	購入	
186	27022	2267210	フロアシート	43,000	H8.5.2	購入	
187	27023	2267210	フロアシート	43,000	H8.5.2	購入	
188	27024	2267210	フロアシート	43,000	H8.5.2	購入	
189	27025	2267210	フロアシート	43,000	H8.5.2	購入	
190	121178	2223310	コースロープ	160,272	H26.8.12	購入	
191	121179	2223310	コースロープ	160,272	H26.8.12	購入	
192	121180	2223310	コースロープ	160,272	H26.8.12	購入	
193	121401	2155510	A E D	248,400	H26.9.11	購入	
194	125293	2113510	ウォータークーラー	126,000	H28.1.8	移入	
195	125294	2113510	ウォータークーラー	126,000	H28.1.8	移入	
196	125340	2223310	コースロープ	105,000	H28.2.4	移入	
197	125341	2223310	コースロープ	105,000	H28.2.4	移入	
198	125342	2223310	コースロープ	105,000	H28.2.4	移入	
199	125343	2223310	コースロープ	105,000	H28.2.4	移入	
200	125344	2223310	コースロープ	105,000	H28.2.4	移入	
201	125345	2223310	コースロープ	105,000	H28.2.4	移入	
202	125575	2164410	担架	110,000	H28.2.22	移入	
203	125576	2164410	担架	110,000	H28.2.22	移入	
204	128017	12105610	ワイヤレスアンプ	126,000	H29.2.17	購入	
205	130372	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
206	130373	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
207	130374	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
208	130375	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
209	130376	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
210	130377	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
211	130378	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
212	130379	12564410	プールフロア	80,000	H30.2.19	移入	
213	132289	2114310	タイマー	102,500	H31.2.25	移入	
214	132290	2114310	タイマー	102,500	H31.2.25	移入	
215	132291	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
216	132292	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
217	132293	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
218	132294	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
219	132295	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
220	132296	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
221	132297	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
222	132298	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
223	132299	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
224	132300	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
225	132301	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
226	132302	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
227	132303	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
228	132304	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
229	132305	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
230	132306	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
231	132307	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
232	132308	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
233	132309	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
234	132310	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
235	132311	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
236	132312	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
237	132313	2042010	コインロッカー	144,145	H31.2.26	移入	
238	132314	2042010	コインロッカー	121,785	H31.2.26	移入	
239	132315	2042010	コインロッカー	121,785	H31.2.26	移入	
240	133078	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
241	133079	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
242	133080	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
243	133081	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
244	133082	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
245	133083	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
246	133084	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
247	133085	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
248	133086	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
249	133087	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
250	133088	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
251	133089	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
252	133090	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
253	133091	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
254	133092	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
255	133093	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
256	133094	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
257	133095	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
258	133096	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
259	133097	2042010	コインロッカー	169,000	R1.6.25	移入	
260	133098	2042010	コインロッカー	123,000	R1.6.25	移入	
261	133099	2042010	コインロッカー	123,000	R1.6.25	移入	
262	133100	2042010	コインロッカー	123,000	R1.6.25	移入	
263	133101	2042010	コインロッカー	123,000	R1.6.25	移入	
264	133102	2042010	コインロッカー	123,000	R1.6.25	移入	
265	133504	2050610	印刷機	318,000	R1.9.10	移入	
266	134022	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
267	134023	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
268	134024	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
269	134025	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
270	134026	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
271	134027	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
272	134028	2267210	フロアシート	44,200	R2.3.4	移入	
273	137242	2226510	プールフロアー	68,000	R3.2.9	移入	
274	137243	2226510	プールフロアー	68,000	R3.2.9	移入	
275	137244	2226510	プールフロアー	68,000	R3.2.9	移入	
276	137245	2226510	プールフロアー	68,000	R3.2.9	移入	
277	137554	2223310	コースロープ	114,000	R3.2.24	移入	
278	137555	2223310	コースロープ	114,000	R3.2.24	移入	
279	137556	2223310	コースロープ	114,000	R3.2.24	移入	
280	137559	2085710	カードリーダー・ラ	131,500	R3.2.24	移入	
281	137560	2085710	カードリーダー・ラ	131,500	R3.2.24	移入	
282	138850	2223310	コースロープ	124,260	R3.6.17	移入	
283	139454	2226510	プールフロアー	68,300	R3.10.25	移入	
284	139455	2069910	水中自動クリーナー	328,000	R3.10.25	移入	
285	139456	2114310	タイマー	86,400	R3.10.25	移入	

## 茨木市立五十鈴市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得区分	備考
286	141681	2262210	台類	108,000	R4.5.24	移入	
287	141682	2265610	車椅子	270,000	R4.5.24	移入	
288	141816	2200190	A E D	258,500	R4.7.29	移入	
	計		288件	22,301,281			

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
1	27509	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
2	27510	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
3	27511	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
4	27512	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
5	27513	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
6	27514	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
7	27515	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
8	27516	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
9	27517	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
10	27518	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
11	27519	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
12	27520	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
13	27521	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
14	27522	2010110	事務机	14,000	H5.6.16	購入	
15	27523	2010510	演台	80,000	H5.6.16	購入	
16	27524	2011110	会議机	56,000	H5.10.6	購入	
17	27525	2011310	折りたたみ机	37,200	H5.6.16	購入	
18	27526	2011310	折りたたみ机	37,200	H5.6.16	購入	
19	27527	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
20	27528	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
21	27529	2011410	食卓子	106,650	H5.6.16	購入	
22	27530	2011410	食卓子	106,650	H5.6.16	購入	
23	27531	2011410	食卓子	106,650	H5.6.16	購入	
24	27532	2011410	食卓子	106,650	H5.6.16	購入	
25	27533	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
26	27534	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
27	27535	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
28	27536	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
29	27537	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
30	27538	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
31	27539	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
32	27540	2011410	食卓子	77,950	H5.6.16	購入	
33	27541	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
34	27542	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
35	27543	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
36	27544	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
37	27545	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
38	27546	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	
39	27547	2011410	食卓子	78,330	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
40	27552	2011810	応接机	120,760	H5.6.16	購入	
41	27553	2011810	応接机	120,760	H5.6.16	購入	
42	27554	2011810	応接机	120,760	H5.6.16	購入	
43	27555	2011810	応接机	120,760	H5.6.16	購入	
44	27556	2012010	カウンター	77,000	H5.6.16	購入	
45	27557	2012010	カウンター	42,000	H5.10.6	購入	
46	27558	2012210	O A 机	49,800	H5.6.16	購入	
47	27578	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
48	27579	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
49	27580	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
50	27581	2020210	長椅子	61,800	H5.6.16	購入	
51	27582	2020210	長椅子	61,800	H5.6.16	購入	
52	27583	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
53	27584	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
54	27585	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
55	27586	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
56	27587	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
57	27588	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
58	27589	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
59	27590	2020210	長椅子	50,500	H5.6.24	購入	
60	27620	2020310	応接椅子	59,900	H5.6.16	購入	
61	27621	2020310	応接椅子	59,900	H5.6.16	購入	
62	27622	2020310	応接椅子	59,900	H5.6.16	購入	
63	27623	2020310	応接椅子	91,700	H5.6.16	購入	
64	27624	2020310	応接椅子	82,400	H5.6.16	購入	
65	27625	2020310	応接椅子	82,400	H5.6.16	購入	
66	27626	2020310	応接椅子	82,400	H5.6.16	購入	
67	27627	2020310	応接椅子	82,400	H5.6.16	購入	
68	27628	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
69	27629	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
70	27630	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
71	27631	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
72	27632	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
73	27633	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
74	27634	2020310	応接椅子	91,700	H5.6.16	購入	
75	27635	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
76	27636	2020310	応接椅子	62,900	H5.6.16	購入	
77	27637	2020310	応接椅子	91,700	H5.6.16	購入	
78	27638	2020310	応接椅子	54,960	H20.1.23	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
79	27639	2020310	応接椅子	54,960	H20.1.23	購入	
80	27640	2020310	応接椅子	54,960	H20.1.23	購入	
81	27641	2020310	応接椅子	54,960	H20.1.23	購入	
82	27642	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
83	27643	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
84	27644	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
85	27645	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
86	27646	2020310	応接椅子	91,700	H5.6.16	購入	
87	27647	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
88	27648	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
89	27649	2020310	応接椅子	42,000	H20.1.23	購入	
90	27650	2020310	応接椅子	41,800	H20.1.23	購入	
91	27651	2020310	応接椅子	41,800	H20.1.23	購入	
92	27652	2020310	応接椅子	32,520	H20.1.23	購入	
93	27653	2020310	応接椅子	32,520	H20.1.23	購入	
94	27654	2020310	応接椅子	32,520	H20.1.23	購入	
95	27655	2020310	応接椅子	32,520	H20.1.23	購入	
96	27657	2020310	応接椅子	91,700	H5.6.16	購入	
97	27658	2020310	応接椅子	91,700	H5.6.16	購入	
98	27659	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
99	27660	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
100	27661	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
101	27662	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
102	27663	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
103	27664	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
104	27665	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
105	27666	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
106	27667	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
107	27668	2020810	パイプ椅子	32,000	H18.5.12	購入	
108	27675	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
109	27676	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
110	27677	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
111	27678	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
112	27679	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
113	27680	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
114	27681	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
115	27682	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
116	27683	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
117	27684	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
118	27685	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
119	27686	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
120	27687	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
121	27688	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
122	27689	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
123	27690	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
124	27691	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
125	27692	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
126	27693	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
127	27694	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
128	27695	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
129	27696	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
130	27697	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
131	27698	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
132	27699	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
133	27700	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
134	27701	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
135	27702	2021010	各種椅子	40,500	H5.6.16	購入	
136	27714	2021110	応接セット	687,000	H5.6.16	購入	
137	27715	2030210	整理棚	100,000	H5.12.28	購入	
138	27716	2030310	茶だんす	46,000	H5.6.24	購入	
139	27717	2030310	茶だんす	46,000	H5.6.24	購入	
140	27718	2030310	茶だんす	46,000	H5.6.24	購入	
141	27719	2040110	金庫	235,000	H5.6.16	購入	
142	27720	2040310	キャビネット	32,500	H5.6.16	購入	
143	27721	2040310	キャビネット	34,500	H5.6.16	購入	
144	27722	2040310	キャビネット	34,500	H5.6.16	購入	
145	27723	2040310	キャビネット	34,500	H5.6.16	購入	
146	27724	2041010	更衣ロッカー	33,000	H5.6.16	購入	
147	27725	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
148	27726	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
149	27727	2041010	更衣ロッカー	13,700	H5.6.16	購入	
150	27728	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
151	27729	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
152	27730	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
153	27731	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
154	27732	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
155	27733	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	
156	27734	2041010	更衣ロッカー	16,700	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
157	27735	2041210	下駄箱	43,000	H9.10.22	購入	
158	27736	2041210	下駄箱	34,000	H9.10.22	購入	
159	27737	2041310	キーボックス	40,000	H5.6.21	購入	
160	27738	2050610	印刷機	288,400	H5.6.21	購入	
161	27740	2051010	裁断機	222,000	H5.6.23	購入	
162	27741	2051710	タイムレコーダ	65,920	H5.7.23	購入	
163	27744	2053110	硬貨計算機	360,500	H5.6.23	購入	
164	27745	2053110	硬貨計算機	360,500	H5.6.23	購入	
165	27746	2053110	硬貨計算機	500,000	H17.5.31	購入	
166	27747	2053110	硬貨計算機	185,000	H17.7.29	購入	
167	27748	2054010	ワードプロセッサ	980,000	H5.6.30	購入	
168	27749	2055310	自動両替機	1,080,000	H17.5.31	購入	
169	27750	2056310	パウチ	110,000	H5.7.12	購入	
170	27751	2056810	券売機	1,220,000	H17.5.31	購入	
171	27752	2056810	券売機	1,220,000	H17.5.31	購入	
172	27753	2056810	券売機	1,220,000	H17.5.31	購入	
173	27754	2066510	排水管掃除機	35,600	H8.12.19	購入	
174	27755	2080310	増幅機	88,400	H11.5.12	購入	
175	27756	2081710	ビデオデッキ	86,200	H5.6.28	購入	
176	27757	2081710	ビデオデッキ	86,200	H5.6.28	購入	
177	27758	2082510	電話装置	148,000	H10.4.27	購入	
178	27759	2082610	ファクシミリ	192,610	H5.6.22	購入	
179	27761	2096310	残留塩素測定器	102,000	H17.8.19	購入	
180	27762	2110110	テレビ	122,000	H5.6.28	購入	
181	27763	2110110	テレビ	122,000	H5.6.28	購入	
182	27764	2110110	テレビ	59,800	H5.6.28	購入	
183	27765	2110110	テレビ	209,000	H5.6.28	購入	
184	27766	2110110	テレビ	209,000	H5.6.28	購入	
185	27767	2111010	掃除機	758,000	H6.2.9	購入	
186	27768	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
187	27769	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
188	27770	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
189	27771	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
190	27772	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
191	27773	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
192	27774	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
193	27775	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
194	27776	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	
195	27777	2111710	傘立	32,960	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
196	27778	2112010	ワゴン	50,000	H5.6.16	購入	
197	27779	2112010	ワゴン	50,000	H5.6.16	購入	
198	27780	2112010	ワゴン	50,000	H5.6.16	購入	
199	27781	2112010	ワゴン	50,000	H5.6.16	購入	
200	27782	2112610	ストーブ	36,000	H6.1.22	購入	
201	27783	2112610	ストーブ	36,000	H6.1.22	購入	
202	27784	2120210	冷蔵庫	54,000	H5.6.30	購入	
203	27785	2120610	ガスレンジ	58,100	H5.6.23	購入	
204	27786	2120610	ガスレンジ	58,100	H5.6.23	購入	
205	27787	2122310	冷水タンク	71,400	H5.6.30	購入	
206	27788	2122310	冷水タンク	71,400	H5.6.30	購入	
207	27789	2135610	ポンプ	42,800	H15.5.16	購入	
208	27790	2165910	回診車	59,900	H5.6.21	購入	
209	27791	2170610	肺活量計	55,200	H11.4.19	購入	
210	27793	2171210	握力計	234,686	H5.6.18	購入	
211	27794	2221010	体操マット	48,646	H5.7.1	購入	
212	27795	2221010	体操マット	48,646	H5.7.1	購入	
213	27796	2221010	体操マット	48,646	H5.7.1	購入	
214	27797	2221010	体操マット	48,646	H5.7.1	購入	
215	27799	2225110	ウエイトトレーニング用具	147,600	H9.6.4	購入	
216	27800	2225110	ウエイトトレーニング用具	186,600	H9.6.4	購入	
217	27806	2225110	ウエイトトレーニング用具	770,000	H5.6.18	購入	
218	27808	2226510	プールフロアー	51,300	H11.4.19	購入	
219	27809	2226510	プールフロアー	51,300	H11.5.10	購入	
220	27810	2226510	プールフロアー	51,300	H11.5.10	購入	
221	27811	2226510	プールフロアー	51,300	H11.5.10	購入	
222	27812	2226510	プールフロアー	51,300	H11.5.10	購入	
223	27813	2226510	プールフロアー	51,300	H11.5.10	購入	
224	27814	2226510	プールフロアー	48,450	H15.1.15	購入	
225	27815	2226510	プールフロアー	48,450	H15.1.15	購入	
226	27816	2226810	ベルトバイブレーター	336,500	H5.6.18	購入	
227	27818	2250610	版画	1,500,000	H5.11.1	寄贈	
228	27819	2250710	絵画	100,000	H4.12.25	その他	
229	27820	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
230	27821	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
231	27822	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
232	27823	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
233	27824	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
234	27825	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
235	27826	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
236	27827	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
237	27828	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
238	27829	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
239	27830	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
240	27831	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
241	27832	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
242	27833	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
243	27834	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
244	27835	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
245	27836	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
246	27837	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
247	27838	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
248	27839	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
249	27840	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
250	27841	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
251	27842	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
252	27843	2260310	スタンド	63,650	H5.6.16	購入	
253	27844	2260610	掲示板	144,000	H6.2.23	購入	
254	27845	2260610	掲示板	486,000	H5.12.17	購入	
255	27846	2260610	掲示板	456,500	H5.6.16	購入	
256	27847	2260610	掲示板	195,700	H5.8.4	購入	
257	27848	2261610	階段	246,000	H10.9.8	購入	
258	27849	2261610	階段	233,600	H11.7.12	購入	
259	27850	2261910	ダストボックス	36,000	H5.6.16	購入	
260	27851	2261910	ダストボックス	36,000	H5.6.16	購入	
261	27852	2261910	ダストボックス	36,000	H5.6.16	購入	
262	27853	2261910	ダストボックス	36,000	H5.6.16	購入	
263	27854	2265010	ビーチパラソル	31,000	H9.5.30	その他	
264	27855	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
265	27856	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
266	27857	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
267	27858	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
268	27859	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
269	27860	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
270	27861	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
271	27862	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
272	27863	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
273	27864	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
274	27865	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
275	27866	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
276	27867	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
277	27868	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
278	27869	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
279	27870	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
280	27871	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
281	27872	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
282	27873	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
283	27874	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
284	27875	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
285	27876	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
286	27877	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
287	27878	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
288	27879	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
289	27880	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
290	27881	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
291	27882	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
292	27883	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
293	27884	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
294	27885	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
295	27886	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
296	27887	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
297	27888	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
298	27889	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
299	27890	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
300	27891	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
301	27892	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
302	27893	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
303	27894	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
304	27895	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
305	27896	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
306	27897	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
307	27898	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
308	27899	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
309	27900	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
310	27901	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
311	27902	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	
312	27903	2266510	プラントボックス	55,300	H5.6.16	購入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
313	27904	2266510	プラントボックス	58,800	H5.6.16	購入	
314	27905	2266510	プラントボックス	58,800	H5.6.16	購入	
315	27906	2266510	プラントボックス	58,800	H5.6.16	購入	
316	27907	2266510	プラントボックス	36,500	H8.4.8	購入	
317	27908	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
318	27909	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
319	27910	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
320	27911	2266510	プラントボックス	56,000	H5.6.16	購入	
321	27912	2267210	フロアシート	103,000	H7.2.13	購入	
322	27913	2267210	フロアシート	103,000	H7.2.13	購入	
323	27914	2267210	フロアシート	103,000	H7.2.13	購入	
324	27915	2267210	フロアシート	103,000	H7.2.13	購入	
325	27916	2267210	フロアシート	442,900	H7.2.13	購入	
326	27917	2267210	フロアシート	184,000	H12.5.2	購入	
327	27918	2268210	水槽	1,150,000	H5.6.30	購入	
328	27919	2268210	水槽	1,150,000	H5.6.30	購入	
329	27920	2290110	図書	7,000	H7.2.7	購入	
330	103961	2120210	冷蔵庫	188,570	H21.7.3	移入	
331	112482	22412610	冷凍冷蔵庫	483,564	H23.4.1	購入	
332	112483	2120210	冷蔵庫	435,420	H23.4.1	購入	
333	112484	2122710	製氷機	435,066	H23.4.1	購入	
334	112485	1310810	その他(厨房・調理機器)	61,242	H23.4.1	購入	
335	112486	1310810	その他(厨房・調理機器)	144,432	H23.4.1	購入	
336	112487	2310110	その他(厨房・調理機器)	39,648	H23.4.1	購入	
337	126490		その他水泳用具	100,000	H28.9.8	移入	
338	129818		その他椅子	33,500	H30.1.10	移入	
339	129819		その他椅子	33,500	H30.1.10	移入	
340	129820		その他椅子	33,500	H30.1.10	移入	
341	129821		その他椅子	33,500	H30.1.10	移入	
342	133104		電源装置	620,000	R1.6.27	移入	
343	134986		タイマー	78,000	R2.4.17	移入	
344	135028		プールフロアー	59,800	R2.4.30	移入	
345	135045		カードリーダー・ライター	131,500	R2.5.1	移入	
346	135353		コースロープ	109,000	R2.5.18	移入	
347	135354		コースロープ	109,000	R2.5.18	移入	
348	135355		コースロープ	109,000	R2.5.18	移入	
349	135356		コースロープ	109,000	R2.5.18	移入	
350	135357		コースロープ	109,000	R2.5.18	移入	
351	138828		階段	331,800	R3.5.28	移入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
352	138849		プールフロアー	67,600	R3.6.16	移入	
353	140706		コースロープ	118,000	R4.3.1	移入	
354	140707		プールフロアー	63,000	R4.3.1	移入	
355	140708		プールフロアー	63,000	R4.3.1	移入	
356	141680		プールフロアー	63,000	R4.5.20	移入	
357	141814		A E D	258,500	R4.7.22	移入	
358	143518		パネル板	109,500	R5.2.17	移入	
359	143519		パネル板	109,500	R5.2.17	移入	
360	143550		プールフロアー	78,500	R5.2.9	移入	
361	143551		プールフロアー	78,500	R5.2.9	移入	
362	143552		コースロープ	137,000	R5.2.9	移入	
363	148675		ポリッシャー	158,400	R5.12.22	移入	
364	152649		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
365	152650		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
366	152651		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
367	152652		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
368	152653		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
369	152654		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
370	152655		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
371	152656		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
372	152657		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
373	152658		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
374	152659		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
375	152660		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
376	152661		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
377	152662		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
378	152663		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
379	152664		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
380	152665		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
381	152666		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
382	152667		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
383	152668		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
384	152669		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
385	152670		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
386	152671		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
387	152672		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
388	152673		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
389	152674		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
390	152675		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	

## 茨木市立西河原市民プール備品

	備品番号	明細コード	品名	取得金額	取得日付	取得(廃棄)	備考
391	152676		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
392	152677		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
393	152678		コインロッカー	187,000	R6.3.25	移入	
394	153289		長椅子	29,600	R6.5.23	移入	
395	153290		長椅子	29,600	R6.5.23	移入	
396	153291		長椅子	29,600	R6.5.23	移入	
397	153292		長椅子	29,600	R6.5.23	移入	
398	153293		長椅子	29,600	R6.5.23	移入	
計			398件	44,644,052			

利用時間帯別集計表 (対比・大人)

資料4  
専用(団体)使用除く

体育室名	年度	年間人数								年間 人数 総合計	年間合計金額								年間 収入金額 総合計
		午前		午後A		午後B		夜間			午前		午後A		午後B		夜間		
		午前 (市内)	午前 (市外)	午後A (市内)	午後A (市外)	午後B (市内)	午後B (市外)	夜間 (市内)	夜間 (市外)		午前 (市内)	午前 (市外)	午後A (市内)	午後A (市外)	午後B (市内)	午後B (市外)	夜間 (市内)	夜間 (市外)	
第2体育室	令和4年度	336	51	850	118	858	144	537	243	3,137	50,400	15,300	85,000	23,600	85,800	28,800	161,100	145,800	595,800
	令和5年度	384	60	681	71	896	140	554	248	3,034	57,600	18,000	68,100	14,200	89,600	28,000	166,200	148,800	590,500
	増減数	48	9	-169	-47	38	-4	17	5	-103	7,200	2,700	-16,900	-9,400	3,800	-800	5,100	3,000	-5,300
第3体育室	令和4年度	5	0	31	9	55	5	10	3	118	750	0	3,100	1,800	5,500	1,000	3,000	1,800	16,950
	令和5年度	8	1	15	12	32	12	0	0	80	1,200	300	1,500	2,400	3,200	2,400	0	0	11,000
	増減数	3	1	-16	3	-23	7	-10	-3	-38	450	300	-1,600	600	-2,300	1,400	-3,000	-1,800	-5,950
第4体育室	令和4年度	42	8	50	32	36	16	12	7	203	6,300	2,400	5,000	6,400	3,600	3,200	3,600	4,200	34,700
	令和5年度	34	4	36	26	30	27	5	6	168	5,100	1,200	3,600	5,200	3,000	5,400	1,500	3,600	28,600
	増減数	-8	-4	-14	-6	-6	11	-7	-1	-35	-1,200	-1,200	-1,400	-1,200	-600	2,200	-2,100	-600	-6,100
第5体育室	令和4年度	823	139	739	188	777	136	635	138	3,575	123,450	41,700	73,900	37,600	77,700	27,200	190,500	82,800	654,850
	令和5年度	1,232	93	1,003	161	959	144	1,057	125	4,774	184,800	27,900	100,300	32,200	95,900	28,800	317,100	75,000	862,000
	増減数	409	-46	264	-27	182	8	422	-13	1,199	61,350	-13,800	26,400	-5,400	18,200	1,600	126,600	-7,800	207,150

スポーツ教室参加者集計表

資料11

年間				第1期			第2期			第3期			
(円)				(円)			(円)			(円)			
教室名	募集人数 (名)	参加費	参加者数	合計金額	教室名	参加者数	合計金額	教室名	参加者数	合計金額	教室名	参加者数	合計金額
一般テニスA	22人	6,500	55人	357,500	一般テニスA	22人	143,000	一般テニスA	17人	110,500	一般テニスA	16人	104,000
一般テニスB	22人	6,500	66人	429,000	一般テニスB	22人	143,000	一般テニスB	22人	143,000	一般テニスB	22人	143,000
一般テニスC	22人	6,500	66人	429,000	一般テニスC	22人	143,000	一般テニスC	22人	143,000	一般テニスC	22人	143,000
ヨガA-1	35人	5,000	105人	525,000	ヨガA-1	35人	175,000	ヨガA-1	35人	175,000	ヨガA-1	35人	175,000
ヨガA-2	35人	5,000	105人	524,500	ヨガA-2	35人	175,000	ヨガA-2	35人	174,500	ヨガA-2	35人	175,000
リフレッシュ3B体操	25人	5,500	20人	101,200	リフレッシュ3B体操	7人	33,000	リフレッシュ3B体操	7人	35,200	リフレッシュ3B体操	6人	33,000
親子体操A	25組	5,000	47組	220,500	親子体操A	14組	55,500	親子体操A	17組	85,000	親子体操A	16組	80,000
トランポリンA	15人	5,000	44人	220,000	トランポリンA	15人	75,000	トランポリンA	15人	75,000	トランポリンA	14人	70,000
トランポリンB	15人	5,000	44人	220,000	トランポリンB	15人	75,000	トランポリンB	15人	75,000	トランポリンB	14人	70,000
ヨガB-1	35人	5,000	103人	514,500	ヨガB-1	35人	175,000	ヨガB-1	35人	175,000	ヨガB-1	33人	164,500
ヨガB-2	35人	5,000	105人	525,000	ヨガB-2	35人	175,000	ヨガB-2	35人	175,000	ヨガB-2	35人	175,000
キッズショートテニス	30人	6,500	37人	232,700	キッズショートテニス	12人	77,350	キッズショートテニス	12人	70,850	キッズショートテニス	13人	84,500
ジュニアテニスA	40人	6,500	49人	318,500	ジュニアテニスA	14人	91,000	ジュニアテニスA	17人	110,500	ジュニアテニスA	18人	117,000
ジュニアテニスB	40人	6,500	87人	562,250	ジュニアテニスB	30人	195,000	ジュニアテニスB	28人	180,700	ジュニアテニスB	29人	186,550
ベビー体操A	30組	5,500	81組	443,850	ベビー体操A	29組	159,500	ベビー体操A	28組	153,450	ベビー体操A	24組	130,900
ベビー体操B	30組	5,500	51組	280,500	ベビー体操B	16組	88,000	ベビー体操B	17組	93,500	ベビー体操B	18組	99,000
ベビー体操C	25組	5,500	39組	209,000	ベビー体操C	9組	49,500	ベビー体操C	15組	81,400	ベビー体操C	15組	78,100
キッズ器械体操A	40人	5,000	83人	406,500	キッズ器械体操A	33人	160,000	キッズ器械体操A	28人	139,000	キッズ器械体操A	22人	107,500
キッズ器械体操B	40人	5,000	67人	330,500	キッズ器械体操B	21人	105,000	キッズ器械体操B	26人	125,500	キッズ器械体操B	20人	100,000
キッズ器体操C	30人	5,000	51人	255,000	キッズ器体操C	18人	90,000	キッズ器体操C	17人	85,000	キッズ器体操C	16人	80,000
親子体操B-1	15組	5,000	40組	197,500	親子体操B-1	15組	72,500	親子体操B-1	15組	75,000	親子体操B-1	10組	50,000
親子体操B-2	15組	5,000	35組	168,500	親子体操B-2	11組	55,000	親子体操B-2	13組	58,500	親子体操B-2	11組	55,000
総合計			293組 1,087人	7,471,000	合計	94組 371人	2,510,350	合計	105組 366人	2,539,600	合計	94組 350人	2,421,050

※還付含む

※途中参加等は回数割

※還付含む

※途中参加等は回数割

※還付含む

※途中参加等は回数割

※還付含む

教室名	募集人数 (名)	参加費	参加者数	合計金額
健康体操A	30人	2,000	220人	440,000
健康体操B	30人	2,000	216人	432,000
合計			436人	872,000

教室名	参加者数	合計金額
イベントレッスン	195人	117,000
体験教室	164人	142,000
合計	359人	259,000

※健康体操は年8回

教室名	募集人数 (名)	参加費	参加者数	合計金額
幼児体操	15人	2,500	86人	215,000
合計			86人	215,000

※幼児体操は年6回

## 中条・五十鈴市民プール年度比較表

### ◎ 来場者人数比較(五十鈴)

	令和4年度	令和5年度	増加数	増減率
来場者人数(人)	26,194	26,891	697	102.7%
入場料計(単位:円)	6,712,350	6,882,800	170,450	102.5%

### ◎ 来場者人数比較(中条)

	令和4年度	令和5年度	増加数	増減率
来場者人数(人)	16,287	18,741	2,454	115.1%
入場料計(単位:円)	2,932,930	3,338,380	405,450	113.8%

## 西河原市民プール月別日別利用者数・料金表

		令和3年度					令和4年度					令和5年度					備考
		使用		駐車		計	使用		駐車		計	使用		駐車		計	
		人数	料金	台数	料金		人数	料金	台数	料金		人数	料金	台数	料金		
夏期	7	11,260	7,132,570	5,601	2,201,800	9,334,370	32,664	21,908,660	11,477	3,783,550	25,692,210	38,726	26,657,810	8,156	3,452,450	30,117,760	福利厚生サポ一ト事業 180名88,890円 (負担額37,910円)
	8	11,212	7,225,740	4,895	1,792,850	9,018,590	34,029	23,311,930	9,521	4,426,300	27,738,230	44,584	30,886,960	10,196	4,573,750	35,460,710	福利厚生サポ一ト事業 200名93,440円 (負担額40,060円)
	9/1~10	1,532	864,620	1,208	394,800	1,259,420	5,401	3,443,560	2,085	906,800	4,350,360	10,247	6,772,920	2,571	1,093,600	7,866,520	福利厚生サポ一ト事業 45名20,290円 (負担額8,710円)
	小計	24,004	15,222,930	11,704	4,389,450	19,612,380	72,094	48,664,150	23,083	9,116,650	57,780,800	93,557	64,317,690	20,923	9,119,800	73,444,990	福利厚生サポ一ト事業 425名202,620円 (負担額86,680円)
	1日平均	333	211,430	163	60,965	272,394	1,144	772,447	251	91,219	575,700	1,509	1,037,382	291	126,664	1,184,597	
温水期	9/11~30	2,621	1,661,750	2,354	733,750	2,395,500	2,096	1,481,250	2,493	970,600	2,451,850	1,823	1,176,500	1,764	497,000	1,667,500	福利厚生サポ一ト事業 1名350円 (負担額150円)
	10	2,714	1,676,250	5,141	1,032,000	2,708,250	2,505	1,475,750	6,624	1,895,100	3,370,850	2,494	1,519,500	4,552	814,550	3,094,600	福利厚生サポ一ト事業 12名5,600円 (負担額2,400円)
	11	2,510	1,375,250	5,475	1,028,110	2,403,360	2,171	1,231,750	6,526	1,714,100	2,945,850	2,111	1,217,000	4,802	842,400	2,074,400	福利厚生サポ一ト事業 4名1,750円 (負担額750円)
	12	1,881	1,134,000	5,113	984,100	2,118,100	1,776	913,980	5,148	1,203,950	2,117,930	1,843	962,870	3,769	571,800	1,534,670	福利厚生サポ一ト事業 1名700円 (負担額300円)
	1	1,960	1,004,370	4,655	973,600	1,977,970	2,172	1,312,620	4,719	941,100	2,265,611	2,259	1,287,250	3,699	594,300	1,881,300	福利厚生サポ一ト事業 17名7,240円 (負担額3,160円)
	2	1,953	1,122,740	5,165	1,157,250	2,279,990	2,360	1,427,990	5,149	939,200	2,367,190	2,340	1,270,220	4,640	699,500	1,969,720	福利厚生サポ一ト事業 3名1,750円 (負担額750円)
	3	2,291	1,337,620	5,850	1,413,900	2,751,520	2,959	1,618,480	5,219	960,400	2,578,880	2,650	1,337,240	4,567	773,950	2,111,190	福利厚生サポ一ト事業 2名1,050円 ※本館休館日(2024.9.29) (負担額450円)
	4	2,062	1,244,000	5,395	1,365,700	2,609,700	2,760	1,903,000	6,153	1,539,900	3,442,900	2,748	1,701,000	4,914	827,500	2,528,500	福利厚生サポ一ト事業 2名4,200円 (負担額1,800円)
	5	0	(15,000)	3,099	1,377,600	1,362,600	3,832	2,449,870	6,482	1,605,250	4,055,120	3,506	2,104,490	4,927	916,400	3,020,890	福利厚生サポ一ト事業 16名6,640円 (負担額2,860円)
	6	921	543,620	3,629	1,475,850	2,019,470	5,379	3,337,970	6,218	1,717,950	5,055,920	4,172	2,762,000	5,032	901,750	3,663,750	福利厚生サポ一ト事業 17名7,700円 (負担額3,300円)
	小計	18,913	11,084,600	45,876	11,541,860	22,626,460	28,010	17,152,660	54,731	13,487,550	30,652,101	25,946	15,338,070	42,666	7,439,150	23,546,520	福利厚生サポ一ト事業 70名3,000円 ※本館休館日(2024.9.29) ※本館休館日(2024.9.29) (負担額3,000円)
	1日平均	122	56,267	186	46,918	114,855	115	70,587	187	46,033	126,140	108	63,909	145	25,303	98,111	
	合計	42,917	26,307,530	57,580	15,931,310	42,238,840	100,104	65,816,810	77,814	22,604,200	88,432,901	119,503	79,655,760	63,589	16,558,950	96,991,510	福利厚生サポ一ト事業 808名3,900円 ※本館休館日(2024.9.29) ※本館休館日(2024.9.29) (負担額3,900円)
1日平均	179	97,798	181	50,098	157,022	327	215,088	213	61,929	288,996	396	263,761	174	45,243	321,164		

臨時休館含まない日数 臨時休館含む日数 臨時休館含まない日数

## 茨木市立市民体育館収支決算実績・予算

＜歳出＞ 自主事業含む

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
人件費	人件費	施設運営管理等	31,653,000	36,087,000	22,245,000
	小計(A)		31,653,000	36,087,000	22,245,000
施設維持管理費		清掃・警備・点検・設備全般管理等	14,097,000	13,823,000	18,000,000
	小計(B)		14,097,000	13,823,000	18,000,000
需用費	消耗品費	施設維持消耗品(スポーツ用品等)、事務費	8,428,000	10,885,000	18,391,000
	小計(C)		8,428,000	10,885,000	18,391,000
役務費	通信運搬費	電話、インターネット等	6,176,000	6,164,000	6,364,000
	小計(D)		6,176,000	6,164,000	6,364,000
自主事業		教室等	6,185,000	8,721,000	6,600,000
	小計(E)		6,185,000	8,721,000	6,600,000
歳出合計(A+B+C+D)			66,539,000	75,680,000	71,600,000

＜歳入＞

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
使用料	使用収入	使用料は市の収入	—	—	—
	駐車場使用収入	同上	—	—	—
	小計(E)		0	0	0
各種教室					
	小計(F)		0	0	0
自主事業収入	教室等	自主事業分	5,837,000	8,549,000	8,100,000
	小計(G)		5,837,000	8,549,000	8,100,000
指定管理料	指定管理料	茨木市より	65,000,000	65,000,000	65,000,000
	補償金	同上	0	1662000	
	小計(H)		65,000,000	66,662,000	65,000,000
歳入合計(E+F+G+H)			70,837,000	75,211,000	73,100,000

収 支	歳入合計－歳出合計	4,298,000	-469,000	1,500,000
-----	-----------	-----------	----------	-----------

## 茨木市立中条・五十鈴市民プール収支決算実績・予算

＜歳出＞ 自主事業含む

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
人件費		運営管理等	1,072,000	10,569,000	8,716,000
	小計(A)		1,072,000	10,569,000	8,716,000
施設維持管理費		清掃・警備・点検・設備全般管理等	2,117,000	1,954,000	2,678,000
	小計(B)		2,117,000	1,954,000	2,678,000
需用費		施設維持消耗品(ハイクロン等)、事務費等	108,000	3,389,000	5,480,000
	小計(C)		108,000	3,389,000	5,480,000
役務費		電話、インターネット等	0	0	236,000
	小計(D)		0	0	236,000
自主事業		教室等	0	148,000	2,250,000
	小計(E)		0	148,000	2,250,000
歳出合計(A+B+C+D+E)			3,297,000	16,060,000	19,360,000

＜歳入＞

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
使用料	プール利用収入		0	2,991,000	5,130,000
	小計(E)		0	2,991,000	5,130,000
自主事業収入	教室等		0	517,000	3,525,000
	小計(G)		0	517,000	3,525,000
指定管理料	指定管理料	茨木市より	11,980,000	11,980,000	11,980,000
	小計(H)		11,980,000	11,980,000	11,980,000
歳入合計(E+F+G+H)			11,980,000	15,488,000	20,635,000

収 支	歳入合計－歳出合計	8,683,000	-572,000	1,275,000
-----	-----------	-----------	----------	-----------

## 茨木市立中条・五十鈴市民プール収支決算実績・予算

＜歳出＞ 自主事業含む

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
人件費	人件費(運営)等		67,371,000	67,636,000	59,210,000
	小計(A)		67,371,000	67,636,000	59,210,000
施設維持管理費	施設維持等	清掃・警備・点検・設備全般管理	13,644,000	13,979,000	25,000,000
	小計(B)		13,644,000	13,979,000	25,000,000
需用費	消耗品費等	施設維持消耗品(ハイクロン等)、事務費	32,237,000	38,373,000	30,320,000
	小計(C)		32,237,000	38,373,000	30,320,000
役務費	通信運搬費	電話、インターネット等	4,391,000	4,395,000	4,490,000
	小計(D)		4,391,000	4,395,000	4,490,000
自主事業		教室等	5,718,000	6,139,000	10,000,000
	小計(E)		5,718,000	6,139,000	10,000,000
歳出合計(A+B+C+D+E)			123,361,000	130,522,000	129,020,000

＜歳入＞

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
利用料	プール利用収入	利用者増	44,901,000	72,159,000	98,000,000
	小計(E)		44,901,000	72,159,000	98,000,000
自主事業収入	教室等		22,946,000	5,091,000	22,946,000
	小計(G)		22,946,000	5,091,000	22,946,000
指定管理料	指定管理料	茨木市より	9,983,000	9,983,000	10,020,000
	補償金	同上	24,430,000	3,845,000	0
	小計(H)		34,413,000	13,828,000	10,020,000
歳入合計(E+F+G+H)			102,260,000	91,078,000	130,966,000

収 支	歳入合計－歳出合計	-21,101,000	-39,444,000	1,946,000
-----	-----------	-------------	-------------	-----------

## 茨木市立中条・五十鈴市民プール収支決算実績・予算

＜歳出＞ 自主事業含む

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
人件費	人件費(運営)等		80,767,000	90,938,000	79,200,000
	小計(A)		80,767,000	90,938,000	79,200,000
施設維持管理費	施設維持等	清掃・警備・点検・設備全般管理	28,949,000	30,961,000	36,000,000
	小計(B)		28,949,000	30,961,000	36,000,000
需用費	消耗品費等	施設維持消耗品(ハイクロン等)、事務費	61,918,000	96,582,000	78,000,000
	小計(C)		61,918,000	96,582,000	78,000,000
役務費	通信運搬費	電話、インターネット等	10,379,000	10,402,000	11,500,000
	小計(D)		10,379,000	10,402,000	11,500,000
自主事業		教室等	10,456,000	14,086,000	5,741,000
	小計(E)		10,456,000	14,086,000	5,741,000
歳出合計(A+B+C+D+E)			192,469,000	242,969,000	210,441,000

＜歳入＞

(単位:円)

		内 訳 等	R3年度実績	R4年度実績	R5年度予算
利用料	プール利用収入	利用者増	42,904,000	89,117,000	94,000,000
	小計(E)		42,904,000	89,117,000	94,000,000
自主事業収入	水泳教室受講料		25,841,000	35,051,000	40,000,000
	その他		15,802,000	24,946,000	15,152,000
	小計(G)		41,643,000	59,997,000	55,152,000
指定管理料	指定管理料	茨木市より	66,500,000	66,500,000	66,500,000
	補償金	同上	38,570,000	23,125,000	0
	小計(H)		105,070,000	89,625,000	66,500,000
歳入合計(E+F+G+H)			189,617,000	238,739,000	215,652,000

収 支	歳入合計－歳出合計	-2,852,000	-4,230,000	5,211,000
-----	-----------	------------	------------	-----------

令和 年 月 日

茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール  
茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プール  
指定管理者指定申請書

(申請先) 茨木市長

所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

印

茨木市立市民体育館・茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プールの指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 団体概要書兼類似施設事業実績書 (様式 2)
- (2) グループ構成書 (様式 3)
- (3) グループ協定書兼委任状 (様式 4)
- (4) 事業計画書 (様式 5)
- (5) 収支予算書 (様式 6)
- (6) 応募資格を満たす旨の誓約書 (様式 7)
- (7) 規約・定款
- (8) 法人の登記事項証明書
- (9) 国税・地方税納税証明書
- (10) 市税の納税確認同意書 (様式 8)
- (11) 貸借対照表、損益計算書、監査報告など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。
- (12) 第三者への一部業務委託承認申請

団体概要書兼類似施設事業実績書

令和 年 月 日現在

フリガナ 団体名			
代表者名 役職 氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地	〒	職員数 (団体構成人数)	
経営理念 (沿革)			
業務内容			
類似施設における事業実績			
類似施設事業名	内 容		実績年数
応募に関する担当者および連絡先			
所属部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

グループ構成書

令和 年 月 日

代表団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	

様式 4

グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先) 茨木市長

グループ名

代表団体 所在地

団体名

代表者名

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

件 名	茨木市立市民体育館及び市民プール指定管理者
-----	-----------------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、グループを結成し、茨木市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、代表団体及び各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの 名 称	
グループの 代表団体 (受注者)	<代表団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。
グループの 事務所所在地	
グループの 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。
	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。
グループの成 立、解散の時 期及び委任期 間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当グループが上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また、当グループの代表団体及び構成団体の変更については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定書締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、代表団体及び構成団体全員により協議することとします。

(備考) グループを結成して応募する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成員の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

茨木市立市民体育館 管理運営事業計画書

○事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いませんが、ページ数は1設問に対して1ページ以内、トータルで15ページ以内に収めてください。

○写真等、補足事項については、別紙参照とし、こちらの事業計画書には要点を絞り、記載してください。

○当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。

(指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。)

○選定された場合、当事業計画書は、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

【1-2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模

募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績

類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数

※類似施設、事業に該当するのは、民間スポーツ施設事業または、それに類する事業です。

※実績年数が長い順に上から記載してください。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。		はい	いいえ
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	いいえ
イ-1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい	いいえ
イ-2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)		はい	いいえ
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方や提案を記載してください。			
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数		主な雇用職種	主な就職困難事由
(3) 労働福祉の考え方 別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。			

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※要求水準書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※要求水準書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルの整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

【3-6】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などについて、記載してください。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。

※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】休館、開館時間		
(1) 予定している開館日・開館時間を記載してください。 【参考】〇〇条例 開館日：月・水～日 開館時間：9：00～17：00	開館日	
	開館時間	
(2) 休館、開館時間の設定の考え方を記載してください。		

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(承認制利用料金を採用している場合)

(1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。

(2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。

(3) 利用者(稼働率)目標値を記入してください。(目標設定する指標は、各施設所管課が定めます。)

年度 指標	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
〇〇室					
〇〇館					
〇〇事業					

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。

(5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費節減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】各指定管理事業の具体的な方策について

各指定管理事業について、考え方や具体的な方策を記述して下さい。

【4—5】自主事業の実施計画				
(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。				
1	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5—1】指定管理料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【5—2】収支計画	

茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール 管理運営事業計画書

○事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いませんが、ページ数は1設問に対して1ページ以内、トータルで15ページ以内に収めてください。

○写真等、補足事項については、別紙参照とし、こちらの事業計画書には要点を絞り、記載してください。

○当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。

(指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。)

○選定された場合、当事業計画書は、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

【1-2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。



3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。		はい	いいえ
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	いいえ
イ-1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい	いいえ
イ-2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)		はい	いいえ
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方 や提案を記載してください。			
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数		主な 雇用職種	主な 就職困難事由
(3) 労働福祉の考え方 別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。			

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※要求水準書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※要求水準書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルの整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

【3-6】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などについて、記載してください。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。

※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】休場、開場時間		
(1) 予定している休場日・開場時間を記載してください。 【参考】〇〇条例 開場日：月・水～日 開場時間：9：00～17：00	開場日	
	開場時間	
(2) 休場、開場時間の設定の考え方を記載してください。		

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(承認制利用料金を採用している場合)

(1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。

(2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。

(3) 利用者(稼働率)目標値を記入してください。(目標設定する指標は、各施設所管課が定めます。)

年度 指標	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
〇〇室					
〇〇館					
〇〇事業					

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。

(5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費節減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】各指定管理事業の具体的な方策について

各指定管理事業について、考え方や具体的な方策を記述して下さい。

【4—5】自主事業の実施計画				
(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。				
1	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5—1】指定管理料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【5—2】収支計画	

## 労働福祉の考え方 チェックシート

※事業計画書とともに提出してください。

→ 指定管理者が再委託先に提出させる場合は削除

項目	確認内容	チェック欄 (○をつけてください)		
		はい	いいえ	対象外
労働条件の明示	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件を明記した書面を交付している。【労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条】			
就業規則	就業規則を作成し、労働基準監督署に届出し、また、事業所に備え付ける等の措置により労働者に周知している。 ※常時10人以上雇用している場合【労働基準法第89条、90条、106条】			
時間外・休日労働	時間外・休日労働させる場合、あらかじめ労使で書面による協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出している。【労働基準法第36条】			
	法定労働時間を超えた場合、所定の割増賃金を支払っている。【労働基準法第37条】			
賃金	賃金は労働者へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定期日を定めて支払っている。【労働基準法第24条】			
	最低賃金額以上の時間給を支払っている。【最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条】			
労働時間	所定労働時間を適正に定めている。また、労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録している。【労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（平成13年基発第339号）】			
	休日・休暇の付与及び管理を適正に行っている。【労働基準法第35条、39条】			
社会保険等	雇用保険・労災保険への加入手続が適正に行っている。【雇用保険法（昭和49年法律第106号）第7条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2、第15条、第19条】			
	健康保険と厚生年金保険の手続を適正に行っている。 ※対象事業所のみ【健康保険法（大正11年法律第70号）第3条、35条、48条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条、9条、13条、27条】			
安全衛生関係	雇い入れの際及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施している。【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条】			
	産業医・衛生管理者（該当業種の場合は安全管理者も）を選任し、労働基準監督署に報告している。 ※常時50人以上雇用している場合【労働安全衛生法第11条、12条、13条】			
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳を作成し、保存している。【労働基準法第107条、108条、109条】			

労働関係法令の遵守状況について、上記のとおり申し出ます。

令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表者 〇〇 〇〇 印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

収支予算書 令和7年度～令和11年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
指定管理料						
事業費収入						
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
〇〇事業費等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名 印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール・茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プールの指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の応募資格を満たしていることを誓約します。

記

- ① 類似施設の管理運営実績（一部業務再受託実績を含む。）を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人
  - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人
  - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人
  - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人
  - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人
  - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人でないこと。
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていない者
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員等の構成員

## 誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) (指定管理者) ○○○○○○

申請者  
所在地  
団体名  
代表者氏名 印

※氏名(代表者の氏名)が自署の場合は、押印不要です。

下記を満たしていることを誓約します。

### 記

- ① 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ② 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人
  - イ 本市の市税(市に対して納税義務がある場合に限る。)を滞納している法人
  - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人
  - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人
  - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人
  - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人
- ③ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ④ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により茨木市における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- ⑦ 次の各号に該当する者が役員となっていない者
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員等の構成員

様式 8

市 税 の 納 税 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール・茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プールの指定管理者指定申請にあたって、市が当団体における市税の納税状況を確認することに同意します。

## 質問票

茨木市立市民体育館の指定管理者募集要項等に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者				
所在地				
担当者	所属			
	氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容
			頁	数	数	数	数	カナ	英字	
例1	募集要項	〇〇〇〇	1	-	1	(1)	①	ア	a	〇〇〇〇
例2	要求水準書	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	a)	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

## 質問票

茨木市立中条市民プールの指定管理者募集要項等に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者				
所在地				
担当者	所属			
	氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容
			頁	数	数	数	数	カナ	英字	
例1	募集要項	〇〇〇〇	1	-	1	(1)	①	ア	a	〇〇〇〇
例2	要求水準書	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	a)	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

## 質問票

茨木市立五十鈴市民プールの指定管理者募集要項等に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者				
所在地				
担当者	所属			
	氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容
			頁	数	数	数	数	カナ	英字	
例1	募集要項	〇〇〇〇	1	-	1	(1)	①	ア	a	〇〇〇〇
例2	要求水準書	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	a)	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

## 質問票

茨木市立西河原市民プールの指定管理者募集要項等に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者				
所在地				
担当者	所属			
	氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	E-mail			

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問内容
			頁	数	数	数	数	カナ	英字	
例1	募集要項	〇〇〇〇	1	-	1	(1)	①	ア	a	〇〇〇〇
例2	要求水準書	〇〇〇〇	1	I	1	(1)	①	ア	a)	〇〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

## 茨木市立市民体育館要求水準書

### 1 管理運営の基本方針

#### (1) 施設の設置目的、機能

市民体育館は、市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上を促進することを目的として設置する。

#### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。

施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

#### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の機能を維持し、経済的損失を最小限にとどめるよう点検・修繕及び清掃等を適切に行うこと。

また、衛生管理に努めるとともに各種法令等を順守し、適正な管理を心がけること。

#### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。

#### (5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用にあたって不当な差別的扱いをしてはならない。

#### (6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報等あらかじめ非開示情報として定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

#### (7) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリングを行うとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公表する。

#### (8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

#### (9) 利用促進

魅力的なイベントの企画、講座の開催等、施設の利用促進につながるような

活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者への情報の提供に努めること。

(10) 関係施設や地域住民等との連携

関係施設や地域住民等との連携を図り、施設の円滑な管理運営に努めること。

## 2 施設の概要

- (1) 名 称：茨木市立市民体育館
- (2) 所 在 地：茨木市小川町2番7号
- (3) 開館時間：午前9時から午後9時30分
- (4) 休 館 日：ア 毎週水曜日  
イ 12月29日から1月3日まで
- (5) 施設面積：6,257.99㎡(延床面積)
- (6) 施設内容：1階 事務室、会議室、第3体育室(剣道他)、第4体育室(柔道他)、第5体育室(トレーニング他)、更衣室(男150・女120)  
2階 第1体育室(バスケット2面、バドミントン8面他)、第2体育室(卓球他)、役員室、放送室  
3階 観覧席(142席・対面)
- (7) 設 備：パソコン、プリンター、机、椅子、消防設備、空調設備、ボイラー設備、受電設備、給排水衛生設備他ほか
- (8) 屋外施設：駐車場(34台)、駐輪場(142台・中条市民プールと併用)
- (9) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照  
※指定管理者は、茨木市立市民体育館条例施行規則第7条第4項に基づき、開館時間及び休館日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

## 3 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営に関する主な業務

ア 管理業務

(ア) 基本的な管理運営業務

円滑な運営を実施するために、管理運営総括責任者1名(施設長)、副責任者1名は指定管理者の正規社員でかつ常勤従事者とし、他の事業所及び他の職務との兼務を禁止する。管理運営総括責任者は施設管理者としてふさわしい資質を有し、配置従事者の掌握をできる人物とする。また、防火管理者を兼務することとする。副責任者は、設備責任者(第3種電気主任技術者の有資格者且つ、電気・冷暖房・換気・防火消防・都市ガス・給排水でボイラー技師2級程度の技術を持った者及び第3種程度の技術を持った者)とし、それぞれ専門的知識及び資格を有し配置従業員の掌握をできる人物とする。ただし、設備責任者は外部委託も可能とする。

※第三者への委託については、清掃、警備といった個々の業務は市の承認を得ることではあるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することは

きない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任を持って管理すること。

(イ) 職員への研修の実施

- ・職員に業務上必要な倫理観及び人権意識の向上並びに個人情報保護の順守並びに接遇その他研修を行うこと。

(ロ) 年度計画書等の作成

- ・指定管理者が行う業務に関する年度計画書等を作成し、市が定める期限までに市に提出し、承認を得る。

(エ) 各種報告書の作成

- ・「5 報告書の作成」を参照する。

(オ) 各種物品、消耗品の購入

(カ) 光熱水費等の支払などの経理事務

(キ) 他市町村等からの行政視察及び見学者等への施設等の説明

(ク) 本市が推進する事業に伴う業務等

イ 受付、案内、収納業務

(ア) 施設利用の受付、案内業務等

- ・使用申込に係る受付・打合せ業務
- ・予約申込受付業務（予約システム運営業務を含む）
- ・使用の許可及び使用の許可の取消等に関する業務
- ・電話等の対応業務

(イ) 施設の使用料の収納業務

条例に基づく使用料を受領したときは、遅滞なく市が指定する指定金融機関の口座へ納付すること。

(ロ) 減免申請の受付等

減免申請は、市が定める減免基準に基づき適切に処理すること。

ウ その他の業務

(ア) 施設を使用し開催する市民大会等の優先使用に関する業務

市及び教育委員会が指定する市民大会等の行事に際しては、優先的に施設使用させるものとする。また、その他の行事で、市及び教育委員会が必要と認める行事の優先使用についても同様とする。

(イ) 備品等貸出に関する業務

(ロ) その他管理運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する主な業務

ア 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、法定点検を実施するとともに、日常的に施設の点検等を行うこと。なお、法定点検の点検結果について、市の指定する様式で報告すること。

また、施設を安全・安心に利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに改善を図るよう適切に対応する

こと。

イ 施設及び敷地内清掃

施設の衛生環境の維持に心がけ、施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は利用者や通行者に十分注意すること。

ウ 設備等の保守点検

附属設備等の安全確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

(ア) 附属設備等の法定点検及び性能、機能保全のため、機能点検、機器の動作確認、整備業務等を行うこと。

(イ) 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに改善が図れるよう専門技術員による緊急対応体制を確立すること。

エ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行い、事故等のないように安全を確保すること。

また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

オ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

(3) 自主事業の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。

(4) 自己モニタリングの実施

ア 日常・定期的に行う業務の遂行を記録し、これに対する自己評価を行うこと。

イ 利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等を把握すること。本市では手続きのオンライン化を進めていることから、アンケート用紙の配布に加え、オンラインアンケートも行うこと。なお、アンケート調査の結果については、速やかに市へ報告すること。

ウ 市が実施するモニタリングや、モニタリング計画の作成に協力すること。

4 職員の確保

「3 指定管理者が行う業務」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を順守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

5 報告書の作成

(1) 定期報告書

毎月終了後 10 日以内に、当該月における次に掲げる事項を記載した定期報告書を本市に提出すること。

- ア 茨木市立市民体育館条例第3条に規定する事業の実施状況に関する事項
- イ 市民体育館の利用状況に関する事項
- ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- エ 市民体育館の管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取り組み状況）

(2) 事業報告書

毎年度終了後30日以内に、当該年度における次に掲げる事項を記載した事業報告書を本市に提出すること。

- ア 茨木市立市民体育館条例第3条に規定する事業の実施状況に関する事項
- イ 市民体育館の利用状況に関する事項
- ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- エ 市民体育館の管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取り組み状況）

(3) その他の報告書の提出

次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

- ア 定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき
- イ 施設において、事故等緊急事態が発生したとき
- ウ 施設の管理運営業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき
- エ 金融機関との取引の停止や債権の差押さえなど、指定管理者の経営状態が不安定となり、適正な管理運営業務に支障を来たす事態が生じたとき

6 調査、監督、監査について

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

7 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、次のとおりとします。ただし、市及び指定管理者の協議において両者が合意した場合は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

種別	内容	購入者 (財源)	メンテナンス者 (財源)	所有者 (指定の期間後)
I種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>市が指定管理者へ貸与するもの。</b>	市 (市予算)	指定管理者 (指定管理料)	市
II種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>指定管理者が購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料)	指定管理者 (指定管理料)	市
III種	<b>指定管理者が任意により購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料 又は 団体予算)	指定管理者 (団体予算)	指定管理者

8 施設等の修繕の費用負担

- (1) 施設及び設備等の軽微な修繕等（50万円未満）…指定管理者の負担
- (2) 施設等の大規模な改修等や指定管理料の範囲内では困難な修繕等（50万円以上）…市の負担
- (3) 上記(2)の修繕であっても、指定管理者の責めに帰すべきき損等の場合は、指定管理者の負担とする。

## 9 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

## 10 緊急時の対応

事故や地震、その他災害等緊急時の対応については、日ごろから必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整え、市の防災訓練の実施にも協力すること。

## 11 災害への対応

茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営への支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。

## 12 秘密保持義務

指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を順守するとともに、市が定める個人情報の安全管理に関する規程に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、当該施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

## 13 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により茨木市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 14 法令等の順守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 当該施設の管理運営に係る関係法令
- (3) 労働関係法令
- (4) 本市関係条例
- (5) 同施行規則

(6) その他

※法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

15 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市環境基本条例（平成 15 年茨木市条例第 27 号）に基づき、環境への配慮に留意しなければならない。

16 障害者差別の解消

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 30 年茨木市条例第 17 号）の趣旨を尊重し、できる限り茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 28 年 4 月 1 日実施）に定める市民対応に努めなければならない。

17 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、協定を締結する。

18 修繕計画の提出

修繕計画を定期的に作成し、市の求めがあれば速やかに提出すること。

19 駐車場発券機及び駐車場券の仕様

駐車場発券機及び駐車場券については、現在の仕様を引き継ぎ、他の市営駐車場等と共通使用できる仕様とすること。

20 その他

この要求水準書に記載のない事項については、市と指定管理者双方において協議により定めることとする。

## 茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール 要求水準書

### 1 管理運営の基本方針

#### (1) 施設の設置目的、機能

茨木市立中条市民プール、茨木市立五十鈴市民プール、茨木市立西河原市民プール（以下、「市民プール」という。）は、市民の健康増進に寄与し、レクリエーションの場を提供することを目的として設置する。

#### (2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。

施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

#### (3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の機能を維持し、経済的損失を最小限にとどめるよう点検・修繕及び清掃等を適切に行うこと。

また、衛生管理に努めるとともに各種法令等を順守し、適正な管理を心がけること。

#### (4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。

#### (5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用にあたって不当な差別的扱いをしてはならない。

#### (6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報等あらかじめ非開示情報として定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

#### (7) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリングを行うとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公表する。

#### (8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

#### (9) 利用促進

魅力的なイベントの企画、講座の開催等、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者への情報の提供に努めること。

(10) 関係施設や地域住民等との連携

関係施設や地域住民等との連携を図り、施設の円滑な管理運営に努めること。

2 施設の概要

(1) 茨木市立中条市民プール

所在地：茨木市小川町2番7号

開場時間

開場期間		開場時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分

休場日：毎週水曜日

施設面積：4,671.98㎡（延床面積）

施設内容：50mプール（50m×19.5m）975㎡、9コース 水深1.2m～1.3m、25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深0.9m～1.1m、幼児用プール（変形 120㎡）、水深0.5mシャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、監視員室、更衣室（ロッカー 男子900、女子600）障害者用更衣スペース（男女更衣室内）

設備：消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

※更衣ロッカーはカギ貸出し式

屋外施設：駐車場なし、駐輪場（142台・市民体育館と併用）

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開場時間及び休場日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

(2) 茨木市立五十鈴市民プール

所在地：茨木市五十鈴町11番13号

開場時間

開場期間		開場時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分
		屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

休場日：ア 毎週火曜日（温水期のみ）

イ 12月29日から1月4日まで

施設面積：4,658.25㎡（延床面積）

施設内容：

〔屋外プール〕 50mプール（50m×17.2m）860㎡、8コース 水深1.0m～1.1m、幼児用プール（変形 46.075㎡）、水深0.5m～0.55m

〔屋内プール〕 25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深1.0m～1.1m、採暖室、シャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、監視員室、更衣室（リターン式コインロッカー 男子1,032、女子984）

設備：照明設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式、受電設備一式、給排水衛生設備一式

屋外施設：駐車場なし、駐輪場（約1,500台）、屋外プール観客席（400席 6段片面）359.9㎡

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開場時間及び休場日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

### (3) 茨木市立西河原市民プール

所在地：茨木市西河原三丁目2番38号

開場時間

開場期間		開場時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

休場日：ア 毎週火曜日（温水期のみ）

イ 12月29日から1月4日まで

施設面積：7,438.49㎡（延床面積）

施設内容：

〔屋外プール〕 流水プール（長さ190m）、幼児プール、ウォータースライダー（長さ159m）（長さ137m）の2基、着水プール、監視員室、シャワー室

〔屋内プール〕 25mプール（7コース・水深1.05～1.25m）、リラクゼーションプール（滝、噴水、スリーピングプール、ジェットプール、スライダープール、幼児プール）見学者室、監視員室、シャワー室、採暖室（サウナ）、トレーニング室、保健室、軽食・喫茶室（84席）

※更衣室（リターン式コインロッカー 男子1,392、女子1,368）、障害者用更衣室（リターン式コインロッカー 男子6、女子6）

設備：照明設備一式、音響設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

屋外施設：駐車場（266台）、駐輪場（約700台）、ごみ置き場

施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開場時間及び休場日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

### 3 指定管理者が行う業務

#### (1) 管理運営に関する主な業務

##### ア 管理業務

##### (ア) 基本的な管理運営業務

##### 配置従事者の資格及び数

**管理運営総括責任者**（1名）、**副責任者**（3名）は指定管理者の正規社員でかつ常勤従事者とし、他の事業所及び他の職務との兼務を禁止する。また、夏期においては、副責任者1名（中条プール責任者）を増員するものとする。管理運営総括責任者は、健康運動指導士又は（財）日本体育施設協会認定水泳指導管理士の資格若しくはそれに準ずる資格のいずれかの有資格者、且つ、日本赤十字社水上安全法救助員有資格者若しくはそれに準ずる資格の有資格者であり施設管理者としてふさわしい資質を有し、配置従事者の掌握をできる人物とする。

**副責任者**3名（夏期は4名）の内訳は、**水泳教室運営責任者**（社会体育指導者の知識・技能審査事業によって認定されたC級スポーツ指導員（種目：水泳）（主任コーチ）の資格若しくはそれに準じる資格の有資格者）（1名）、**日常プール運営責任者**（日本赤十字社水泳安全法救助員有資格者若しくはそれに準ずる資格の有資格者（2名 内1名は夏期のみ））、**設備責任者**（第3種電気主任技術者の有資格者且つ、電気・冷暖房・換気・防火消防・都市ガス・給排水でボイラー技師2級程度の技術を持った者及び第3種程度の技術を持った者）とし、それぞれ専門的知識及び資格を有し配置従事者の掌握をできる人物とする。ただし、設備責任者は外部委託も可能とする。

救助員（日本赤十字社認定の水上安全法に定める救助員適任有資格者）は、営業期間内に適切な人数を適材適所に配置するものとする。

料金収納事務員、プール監視補助員及び教室等指導補助員は、上記常勤従事者を除いて、利用者にとって安全で円滑な実施が可能な人員を配置するものとし、従事者の年齢は18歳以上（高校生を除く。）とする。

AEDの操作が行える従事者を配置すること。

※上記の従事者数は、指定管理者が必要であると考え配置人数をあらかじめ茨木市（以下「市」という。）に提案し、承認を得た配置人数とする。

※第三者への委託については、清掃、警備といった個々の業務は市の承認を得ることのできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することができない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任を持って管理すること。

#### (イ) 職員への研修の実施

- ・職員に業務上必要な倫理観及び人権意識の向上並びに個人情報保護の順守並びに接遇その他研修を行うこと。
- (ウ) 年度計画書等の作成
  - ・指定管理者が行う業務に関する年度計画書等を作成し、市が定める期限までに市に提出し、承認を得る。
- (エ) 各種報告書の作成
  - ・「5 報告書の作成」を参照する。
- (オ) 各種物品、消耗品の購入
- (カ) 光熱水費等の支払などの経理事務
- (キ) 他市町村等からの行政視察及び見学者等への施設等の説明
- (ク) 本市が推進する事業に伴う業務等
- イ 受付、案内、収納業務
- (7) 施設利用の受付、案内業務等
  - ・施設の総合案内
  - ・現金収納及び料金精算
  - ・定期・回数券の券売管理
  - ・開・閉場前後の点検及び清掃
- (4) 減免申請の受付等
 

減免申請は、市が定める減免基準に基づき適切に処理すること。
- ウ その他の業務
- (7) 施設を使用し開催する市民大会等の優先使用に関する業務
 

市及び教育委員会が指定する市民大会等の行事に際しては、優先的に施設使用させるものとする。また、その他の行事で、市及び教育委員会が必要と認める行事の優先使用についても同様とする。
- (4) 備品等貸出に関する業務
- (ウ) その他管理運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する主な業務
- ア 施設の保守管理業務
 

施設を適切に運営するために、法定点検を実施するとともに、日常的に施設の点検等を行うこと。なお、法定点検の点検結果について、市の指定する様式で報告すること。

また、施設を安全・安心に利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに改善を図るよう適切に対応すること。
- イ 施設及び敷地内清掃
 

施設の衛生環境の維持に心がけ、施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は利用者や通行者に十分注意すること。
- ウ 設備等の保守点検
 

附属設備等の安全確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

(ア) 附属設備等の法定点検及び性能、機能保全のため、機能点検、機器の動作確認、整備業務等を行うこと。

(イ) 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに改善が図れるよう、専門技術員による緊急対応体制を確立すること。

#### エ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行い、事故等のないように安全を確保すること。

また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

#### オ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

### (3) 自主事業の実施

ア 具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。

イ 市民サービスの向上に繋がる3プール共通のサービスを提案すること。

### (4) 自己モニタリングの実施

ア 日常・定期的に行う業務の遂行を記録し、これに対する自己評価を行うこと。

イ 利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等を把握すること。本市では手続きのオンライン化を進めていることから、アンケート用紙の配布に加え、オンラインアンケートも行うこと。なお、アンケート調査の結果については、速やかに市へ報告すること。

ウ 市が実施するモニタリングや、モニタリング計画の作成に協力すること。

## 4 職員の確保

「3 指定管理者が行う業務」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を順守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

## 5 報告書の作成

### (1) 定期報告書

毎月終了後10日以内に、当該月における次に掲げる事項を記載した定期報告書を本市に提出すること。

ア 茨木市立市民プール条例第3条に規定する事業の実施状況に関する事項

イ 市民プールの利用状況に関する事項

ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等

エ 市民プールの管理状況に関する事項

オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況

カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取組状況）

(2) 事業報告書

毎年度終了後 30 日以内に、当該年度における次に掲げる事項を記載した事業報告書を本市に提出すること。

- ア 茨木市立市民プール条例第 3 条に規定する事業の実施状況に関する事項
- イ 市民プールの利用状況に関する事項
- ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- エ 市民プールの管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取組状況）

(3) その他の報告書の提出

- ア 定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき
- イ 施設において、事故等緊急事態が発生したとき
- ウ 施設の管理運営業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき
- エ 金融機関との取引の停止や債権の差押さえなど、指定管理者の経営状態が不安定となり、適正な管理運営業務に支障を来す事態が生じたとき

6 調査、監督、監査について

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

7 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、次のとおりとします。ただし、市及び指定管理者の協議において両者が合意した場合は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

種別	内容	購入者 (財源)	メンテナンス者 (財源)	所有者 (指定の期間後)
I 種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>市が指定管理者へ貸与するもの。</b>	市 (市予算)	指定管理者 (指定管理料)	市
II 種	予め基本協定書における別紙に定めるものであり、 <b>指定管理者が購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料)	指定管理者 (指定管理料)	市
III 種	<b>指定管理者が任意により購入するもの。</b>	指定管理者 (指定管理料 又は 団体予算)	指定管理者 (団体予算)	指定管理者

8 施設等の修繕の費用負担

- (1) 施設及び設備等の軽微な修繕等（50 万円未満）…指定管理者の負担
- (2) 施設等の大規模な改修等や指定管理料の範囲内では困難な修繕等（50 万円以上）…市の負担
- (3) 上記(2)の修繕であっても、指定管理者の責めに帰すべきき損等の場合は、指定管理者の負担とする。

9 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

## 10 緊急時の対応

事故や地震、その他災害等緊急時の対応については、日ごろから必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整え、市の防災訓練の実施にも協力すること。

## 11 災害への対応

茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営への支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。

## 12 秘密保持義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を順守するとともに、市が定める個人情報の安全管理に関する規程に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、当該施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

## 13 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により茨木市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 14 法令等の順守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 当該施設の管理運営に係る関係法令
- (3) 労働関係法令
- (4) 本市関係条例
- (5) 同施行規則
- (6) その他

※法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

## 15 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市環境基本条例（平成 15 年茨木市条例第 27 号）に基づき、環境への配慮に留意しなければならない。

## 16 障害者差別の解消

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 30 年茨木市条例第 17 号）の趣旨を尊重し、できる限り茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 28 年 4 月 1 日実施）に定める市民対応に努めなければならない。

17 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、協定を締結する。

18 修繕計画の提出

修繕計画を定期的に作成し、市の求めがあれば速やかに提出すること。

19 駐車場発券機及び駐車場券の仕様

駐車場発券機及び駐車場券について、現在の仕様を引き継ぎ、他の市営駐車場等と共通仕様できる仕様とすること。

20 プリペイドカード式回数券について

プリペイドカード式回数券について、現在の仕様を引き継ぎ、すべての市民で共通使用できる仕様とすること。また、利用料金収納時点と使用時点の管理者が異なる場合の精算方法については、基本協定書に定めるものとする。

21 その他

(1) 利用料金収入

施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること。なお、市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済対応を行うこと。

(2) その他

この要求水準書に記載のない事項については、市と指定管理者双方において協議により定めることとする。

○茨木市立市民体育館条例

平成20年9月30日

茨木市条例第36号

改正 平成21年3月17日条例第30号

平成21年12月11日条例第56号

平成22年3月12日条例第2号

平成22年9月27日条例第57号

平成25年3月13日条例第5号

平成25年3月13日条例第9号

平成26年3月12日条例第3号

平成26年12月10日条例第45号

平成29年3月10日条例第6号

茨木市立市民体育館条例（昭和52年茨木市条例第44号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上を促進するため、本市に市民体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立市民体育館	茨木市小川町2番1号
茨木市立福井市民体育館	茨木市西福井三丁目30番45号
茨木市立東市民体育館	茨木市学園町4番18号
茨木市立南市民体育館	茨木市島三丁目8番19号

（事業）

第3条 体育館は、次の事業を行う。

- (1) 市民の体育及びスポーツの指導
- (2) 体育及びスポーツ活動のための施設供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

（管理）

第4条 茨木市立福井市民体育館及び茨木市立南市民体育館（以下「福井体育館等」という。）は、市長が管理する。

2 茨木市立市民体育館及び茨木市立東市民体育館（以下「東体育館等」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 東体育館等の使用の許可に関する業務
- (2) 東体育館等の管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 東体育館等の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請のあったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) その事業計画による東体育館等の運営が住民の平等利用を確保できるものであること。
- (2) その事業計画の内容が東体育館等の効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い東体育館等の管理を行わなければならない。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事

由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(使用の許可等)

第11条 福井体育館等の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 東体育館等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 体育館の施設を使用することができる者は、団体（構成員が10人以上の団体をいう。以下同じ。）又は個人とする。ただし、茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館のトレーニング室（次項においてこれらを「トレーニング室」という。）については、中学生以下の者は使用することができない。

4 団体が体育館を使用するときは、当該施設（トレーニング室を除く。）を専用して使用（以下「専用使用」という。）することができる。

5 同一の団体が、同一の日において別表第1及び別表第2に規定する使用区分のうち、次の各号に掲げる区分を専用使用する場合又は別表第3に規定する使用区分のうち、次の各号に掲げる区分を専用使用する場合若しくは共用使用する場合は、それぞれの時間及び当該時間帯における時間について連続して使用することができる。

(1) 午前及び午後A

(2) 午後A及び午後B

(3) 午後B及び夜間

(使用の制限)

第12条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を目的として使用すると認められるとき。

(4) 政治的目的又は宗教的目的を有すると認められるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。
- (3) 災害その他の事故により体育館の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が管理上やむを得ない事情があると認めるとき。

2 市長及び指定管理者は、前項の規定による使用の条件の変更又は許可の取消しによって、使用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(意見の聴取)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第12条第5号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるとき又は前項の規定による求めがあったときは、第12条第5号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料等)

第15条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、口座振替の方法により徴収する使用料は、後納とすることができる。

2 第11条第3項に規定する団体の代表者の住所（法人その他の団体にあつては、その所在地）が市外であるときの使用料の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする。

3 第11条第3項に規定する個人の住所が市外（市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者を除く。）であるときの使用料の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする。

4 別表第1から別表第3までに規定する「中学生以下」とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。

5 高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために専用使用するときの使用料の額は、当該使用料の額の2分の1に相当する額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。）とする。

(1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体

(2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体に市長が適当と認めたもの

6 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が共用使用するときの使用料の額は、中学生以下の区分に係る使用料の額とする。

7 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が共用使用するときの使用料の額は、中学生以下の区分に係る使用料の額の2分の1に相当する額とする。

（駐車場使用料）

第16条 体育館の駐車場を使用する者は、別表第4に定める駐車場使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、茨木市立福井市民体育館の駐車場使用料は、別表第4中「30分」とあるのは「1時間」と、「600円」とあるのは「300円」と、「1時間」とあるのは「2時間」と、「1,200円」とあるのは「600円」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第18条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、使用料（第16条第1項の駐車場使用料を除く。）の全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備）

第19条 使用者は、特別の設備又は装飾等をしようとするときは、あらかじめ市長又は指定管理者の承認を得なければならない。

（秘密保持義務）

第20条 指定管理者又は東体育館等の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、東体育館等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（個人情報の取扱い）

第21条 指定管理者は、東体育館等の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に準備行為として行った第6条に規定する指定管理者の申請手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 別表第1から別表第4までの規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第30号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (同年条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前に準備行為として行った改正後の茨木市立市民体育館条例(以下この項において「新条例」という。)第11条第1項の規定による茨木市立南市民体育館の使用許可申請その他新条例を施行するために必要な準備行為は、新条例の相当規定において行ったものとみなす。

附 則 (平成22年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（同年条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨木市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨木市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間	
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	
専用	団体	第1体育室	全面	7,300円	4,850円	4,850円	12,100円	
			半面	3,650円	2,400円	2,400円	6,050円	
		第2・3・4・5体育室			1,400円	900円	900円	2,600円
		第1・2会議室			200円	200円	200円	550円
共用	個人	第1・2・3・4・5体育室	一般	150円	100円	100円	300円	
			中学生以下	70円	50円	50円	150円	

別表第2

福井市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
専用	団体	体育室		3,650円	2,400円	2,400円	6,100円
		多目的室		650円	500円	500円	1,250円
共用	団体	トレーニング室		1,400円	900円	900円	2,600円
		個人	体育室・多目的室	一般	150円	100円	100円
	中学生以下			70円	50円	50円	150円
			トレーニング室	一般	150円	100円	100円

別表第3

東市民体育館・南市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時	午後1時	午後3時	午後6時

				から正午 まで	から午後 3時まで	30分から 午後5時 30分まで	から午後 9時30分 まで
専用	団体	アリーナ	全面	7,300円	4,850円	4,850円	12,100円
			半面	3,650円	2,400円	2,400円	6,050円
		東市民体育館の体育室・南市民体育館の多目的室	1,400円	900円	900円	2,600円	
		会議室	200円	200円	200円	550円	
		研修室	200円	200円	200円	550円	
共用	団体	トレーニング室		1,400円	900円	900円	2,600円
	個人	アリーナ・東市民体育館の体育室	一般	150円	100円	100円	300円
		南市民体育館の多目的室及び卓球室	中学生以下	70円	50円	50円	150円
		トレーニング室	一般	150円	100円	100円	300円

別表第4

体育館駐車場使用料金表

区分	使用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後8時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後8時から翌日午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の使用料が1,200円を超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の使用料が1,200円を超える場合は、1,200円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。



○茨木市立市民体育館条例施行規則

平成25年3月29日

茨木市規則第33号

改正 平成26年3月31日規則第20号

平成27年3月31日規則第26号

平成28年3月30日規則第15号

平成29年3月16日規則第7号

平成29年9月27日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立市民体育館条例（平成20年茨木市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他指定管理者の候補者選定のために市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定通知

書（様式第4号）により通知するものとする。

（指定の取消し等の通知）

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立市民体育館及び茨木市立東市民体育館（以下「東体育館等」という。）について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 東体育館等の利用の状況

(2) 東体育館等の管理業務の実施状況

(3) 東体育館等の管理に係る経費の収支状況

(4) 前各号に掲げるもののほか、東体育館等の事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項

（開館時間及び休館日）

第7条 条例第1条に規定する市民体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 体育館の休館日は、次の表に定めるとおりとする。

体育館の名称	休館日	
茨木市立市民体育館	毎週水曜日	12月29日から翌年1月3日まで
茨木市立福井市民体育館	毎週火曜日	
茨木市立東市民体育館	毎週火曜日	
茨木市立南市民体育館	毎週火曜日	

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、茨木市立福井市民体育館及び茨木市立南市民体育館（以下「福井体育館等」という。）の開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、市長は、体育館前の掲示板にその

旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、東体育館等の開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者は、体育館前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第8条 条例第11条第1項の規定により、使用の許可を受けようとする者は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券（様式第8号）で申請するものとする。

- 2 条例第11条第2項の規定により、使用の許可を受けようとする者は、東体育館等使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、東体育館等使用券で申請するものとする。

- 3 体育館の使用の許可を受けようとする者は、専用使用にあつては次に掲げる期間内に、個人使用にあつては使用日の7日前から使用日までの間に申請しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 使用しようとする日の属する月の3月前に属する場合 3月前の20日から月末までの間

- (2) 使用しようとする日の属する月の前々月に属する場合 前々月の11日から使用しようとする日までの間

- (3) 使用しようとする日の属する月の前月又は当月に属する場合 前月又は当月初日から使用しようとする日までの間

- 4 体育館の使用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項及び第2項の申請をすることができない。

- (1) 児童・生徒のみの夜間使用

- (2) 保護者同伴でない幼児（5歳以下）のみの使用

(使用の許可)

第9条 市長は、福井体育館等の使用を許可したときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書（様式第9号）を交付する。

- 2 指定管理者は、東体育館等の使用を許可したときは、東体育館等使用許可書を交付する。

- 3 前2項の許可は、次の方法により決定するものとする。

- (1) 前条第3項第1号による申請に係る許可 抽選
- (2) 前条第3項第2号又は第3号による申請に係る許可 申請を受け付けた順序
- 4 前項第1号の抽選による許可があった場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第1項又は第2項の許可書を当該許可があった日から起算して10日以内に受領しなかったときは、使用者は、当該申請を取り下げたものとみなす。
- 5 前条第1項ただし書の場合は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券の交付をもって茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書に代えるものとする。
- 6 前条第2項ただし書の場合は、東体育館等使用券の交付をもって東体育館等使用許可書に代えるものとする。
- 7 福井体育館等の使用者がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書を添えて、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用取消届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 8 東体育館等の使用者がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、使用許可書を添えて、東体育館等使用取消届出書を指定管理者に提出しなければならない。

（使用者の義務及び責任）

第10条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務及び責任を履行しなければならない。

- (1) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (2) 使用施設について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員（施設管理者及び施設業務の従事者をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。
  - (3) 備品等の使用の際は、丁寧に取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。
  - (4) 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用しないこと。
  - (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 使用者は、体育館使用について生じた一切の事故につき、その責任を負うものとする。

（入館者の義務）

第11条 入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 許可なく施設内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 施設内を不潔にしないこと。
- (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(6) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(7) 正当な理由がなく長居しないこと。

(8) その他職員の指示に従うこと。

2 市長及び指定管理者は、前項各号に違反する者に対し、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。

(建物等の損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、設備、器具等を滅失し、又は損傷したときは、直ちに職員に届けて、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第13条 条例第17条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本市が使用するとき 免除

(2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除

(3) 第9条第4項に該当するとき 免除

(4) 使用者が、使用日の60日前までに使用申請を取り消したとき 免除

(5) 使用者が、使用日の30日前までに使用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割

(6) 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館のトレーニング室を個人使用するとき 5割

2 前項の規定により減額しようとする額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、茨木市立（市民体育館・福井市民体育館・東市民体育館・南市民体育館）使用料減免申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第14条 使用時間は、使用の許可を受けた時間とする。

(使用料の還付)

第15条 条例第18条第2項の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができなくなったとき 全額
  - (2) 使用日の60日前までに使用申請を取り消したとき 全額
  - (3) 使用日の30日前までに使用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割
- （駐車場の使用時間）

第16条 茨木市立市民体育館、茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

（駐車場の一時使用）

第17条 駐車場を一時使用しようとする者は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第12号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。

（駐車場使用料の減免）

第18条 条例第17条の規定により駐車場使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除
- (2) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (3) 国又は地方公共団体が業務に使用する車両を市に関連した用務のため駐車するとき 免除
- (4) 行政委員会の委員、非常勤の監査委員、審議会等の委員その他これらの者に相当する職にある者又は市が開催する会議等、市に事務局を置く公益的な活動を行っている団体若しくは市が参画している実行委員会等の構成員である者がその職務を遂行するため、市又は当該団体若しくは実行委員会等の求め（文書によるものに限る。）に応じて来館し、駐車するとき 免除
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (6) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものを

いう。)の交付を受けている者が駐車するとき 5割

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場使用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第5号から第7号までに規定する者(以下この項及び次項において「障害者」という。)を介護する者(次項において「介護者」という。)が障害者を介護するために駐車する場合(当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。)の駐車場使用料の減額については、第1項第5号から第7号までの規定を準用する。

4 第1項第5号から第7号までの規定により駐車場使用料の減額を受けようとする障害者(介護者を含む。)は、駐車場使用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

(駐車券の紛失の届出等)

第19条 駐車場の使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を市長又は指定管理者に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第16条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

(駐車場使用者の義務)

第20条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場内で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(長期駐車車両等)

第21条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両(以下この項において「長期駐車車両」という。)の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

(特別の設備等)

第22条 福井体育館等の使用者は、条例第19条の規定により、特別な設備又は装飾等を設け、又は変更しようとするときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）内部設備等設置（変更）許可申請書（様式第13号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、体育館内部設備等の設置又は変更を許可したときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）内部設備等設置（変更）許可書（様式第14号）を交付する。

3 東体育館等の使用者は、条例第19条の規定により、特別な設備又は装飾等を設け、又は変更しようとするときは、東体育館等内部設備設置（変更）許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、体育館内部設備等の設置又は変更を許可したときは、東体育館等内部設備等設置（変更）許可書を交付する。

（公共施設使用登録システムによる使用許可申請等）

第23条 公共施設使用登録システムによる使用許可申請等については、茨木市公共施設使用登録システムに関する規則（平成8年茨木市規則第2号）に定めるところによる。

（書類の書式）

第24条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

（その他）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第18条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則（平成25年教育委員会規則第4号）による廃止前の茨木市立市民体育館条例施行規則（平成20年茨木市教育委員会規則第10号）によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成26年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の茨木市市民総合センター条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の茨木市保健医療センター条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後の茨木市立生涯学習センター条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の茨木市運動広場条例施行規則の規定、第6条の規定による改正後の茨木市立市民体育館条例施行規則の規定及び第7条の規定による茨木市忍頂寺スポーツ公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の茨木市立市民体育館条例施行規則第13条第1項及び第15条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免及び還付について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立市民体育館条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成29年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（同年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号



茨木市立（市民体育館・東市民体育館）の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第3条関係）

茨 第 号  
平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立市民体育館条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号（第3条関係）

茨 第 号  
平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書

所在地  
名称  
代表者名

様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市立市民体育館条例施行規則第3条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第4条関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定通知書

茨木市立市民体育館条例第7条の規定により、茨木市立市民体育館の指定管理者として指定しましたので、茨木市立市民体育館条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

平成 年 月 日

茨木市長



様式第5号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定取消通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立市民体育館条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立市民体育館条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 指定の取消しの期日  
平成 年 月 日
- 2 指定の取消しの理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者業務停止命令通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市立市民体育館条例第9条の規定により、次のとおり業務の（全部・一部）の停止を命ずるので、茨木市立市民体育館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 業務の停止の期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 業務の停止を命ずる理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		平成 年 月 日		
使用許可申請書		受付番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> 号		
（申請先）茨木市長 次のとおり茨木市スポーツ施設の使用を申請します。				
申請者	住所	電話 市外局番 ( ) —		
	団体名	代表者名 年 月 日生		
抽 選 ・ 利 用 申 込 内 容	使用施設名	使用日	許可番号	使用時間
	<input type="checkbox"/> 福井市民体育館	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午前 9:00~12:00
	<input type="checkbox"/> 体育室	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午後A 13:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午後B 15:30~17:30
	<input type="checkbox"/> 南市民体育館	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午後A~B 13:00~17:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ全面	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 夜間 18:00~21:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ半面	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午前~午後B 9:00~17:30
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午前~夜間 9:00~21:30
	<input type="checkbox"/> 会議室	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午前~午後A 9:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 研修室	月 日 ( )		<input type="checkbox"/> 午後A~夜間 13:00~21:30 <input type="checkbox"/> 午後B~夜間 15:30~21:30
行事名 (種目)				使用人数
使用料明細	規定料金 円	市外10割増 円	免 除 差 円	引 円

	金額	円	領収印								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">課長</td> <td style="width: 25%;">課長代理</td> <td style="width: 25%;">係長</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課長	課長代理	係長	係					上記金額を納付します。 市民体育館使用料 領収書（控）		
課長	課長代理	係長	係								

様式第8号（第8条関係）

茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券			第	号	使用券控	第	号
使用日時		・ ・ 午前 午後A 午後B 夜間			・ ・ ( )		
氏名		住所		氏名			
年齢 歳		TEL		年齢 歳			
使用室名	使用内容		使用者区	使用者分	使用料	領収印	
使用者区分	使用料	領収印	備考				
			茨木市立（福井・南）市民体育館 電話 局 番				

様式第9号（第9条関係）

茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		平成 年 月 日	
使用許可書兼領収書		受付番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span> 号	
次のとおり茨木市スポーツ施設の使用を許可します。			
茨木市長 <span style="float: right;">印</span>			
申請者	住所	電話	市外局番 ( ) —
	団体名	代表者名	使用者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高校生以下
抽 選 ・ 利 用 申 込 内 容	使用施設名	使用日	許可番号
	<input type="checkbox"/> 福井市民体育館	月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> 体育室	月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> 南市民体育館	月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> アリーナ全面	月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> アリーナ半面	月 日 ( )	
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ( )	
<input type="checkbox"/> 会議室	月 日 ( )		
<input type="checkbox"/> 研修室	月 日 ( )		
行事名 (種目)			使用人数
使用料明細	規 定 料 金	市外10割増	免 除 差 引
	円	円 △	円

(注意)  
 \*利用確定手続きがされていないものは、無効です。  
 \*使用日には、この許可書をご持参ください。  
 \*申請者の都合で使用を取り消される場合、使用日の60日前までは、使用料の全額を、30日前までは、使用料の5割を還付します。それ以降は、使用料の還付はできません。  
 (還付請求される場合は、印鑑をご持参ください。)

領 収 証 書	金額	円	領 収 印
	上記金額を領収しました。 (市民体育館使用料)		

様式第 10 号 (第 9 条関係)

許可第 _____ 号						
茨木市立 福井市民体育館 使用取消届出書 南 市民体育館						
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
(届出先) 茨木市長						
申請者	住所 (法人の場合はその所在地)				電話	
	団体の場合は その名称及び 代表者名		団体名 _____		会場責任者 氏名 電話	
氏名 _____						
次のとおり使用を取り消したいので届け出ます。						
使用許可番	第 _____ 号	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	交付			
取消しの理由	1 私事都合による取消し 2 その他 ( _____ )					
使用年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 曜)	時間帯	午前	午後 A	午後 B	夜間
使用施設名	1 福井市民体育館 2 南 市民体育館		使用室名			
使用料細明	徴収済額		還付額		差引額	

受付印	課長	課長代理	係長	係

様式第 11 号 (第 13 条関係)

市民体育館 茨木市立 福井市民体育館 東市民体育館 南市民体育館 (申請先) 茨木市長		(許可第 号) 平成 年 月 日	
申請者	住所  (法人の場合はその所在地)	電話	
	法人の場合は 団体名 その名称及び 代表者名 氏 名	会場責任者 氏名 電話	
次のとおり減免を申請します			
使用年月日	平成 年 月 日 ( 曜日)	午前	午後 A
		午後 B	夜間
減免を申請する理由	使用予定時間		
	開始	時	
	終了	時	
使用施設名	1 市民体育館 2 福井市民体育館 3 東市民体育館 4 南市民体育館	参加人員	人
使用室名		観客人員	人
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日交付		
減免割合 減免を申請する理由			
上記のとおり承認してよろしいか。		受 付 印	
課 長	課長代理	係 長	係

様式第 12 号 (第 17 条関係)

一時駐車券

入場時刻

出場時刻

茨木市スポーツ施設駐車場 駐車券

【注意事項】

- \* 車から離れる際は必ず施錠をし、貴重品等を車内に放置されないようにご注意ください。
- \* 1 万円札、5 千円札及び 2 千円札は使用できません。事前に両替をお願いいたします。
- \* この券を折り曲げたり汚損や破損をしないようにご注意ください。故障の原因となります。

様式第 13 号 (第 22 条関係)

平成 年 月 日	
茨木市立 福井市民体育館 内部設備等設置 (変更) 許可申請書 南 市民体育館	
(申請先) 茨木市長	
申 込 者	住 所 (法人の場合はその所在地) 氏名 (法人の場合はその名称 ) 及び代表者名
	電 話  会場責任者 氏 名 電 話
次のとおり内部設備等設置 (変更) を申請します。	
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日
理由及び内容 (着面図添付)	
設 置 期 日	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
撤 去 期 日	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
備 考	

上記のとおり許可してよろしいか。

部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係

受 付 印

様式第 14 号 (第 22 条関係)

		許可第 号 平成 年 月 日	
茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		内部設備等設置 (変更) 許可書	
次のとおり許可します。		茨木市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
申 込 者	住 所 (法人の場合はその所在地)	電 話	
	氏名 (法人の場合はその名称 及び代表者名)	会場責任者 氏 名 電 話	
使用許可番号		第 号 平成 年 月 日	
理由及び内容 (図面添付)			
設 置 期 間	平成 年 月 日 時 分から	設 置 責 任 者	
	平成 年 月 日 時 分まで		
撤 去 期 日	平成 年 月 日 時 分から	撤 去 責 任 者	
	平成 年 月 日 時 分まで		
備 考			

条 件

- 1 茨木市立市民体育館条例及び同条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- 2 使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- 3 設備の作業開始及び終了並びに撤去完了時には、必ず係員まで届け出てください。
- 4 体育館の施設、設備、備品等を損傷した場合は、直ちに係員に届け出てその指示に従ってください。
- 5 火気の使用は厳禁です。

様式第1号 (第2条関係)  
様式第2号 (第3条関係)  
様式第3号 (第3条関係)  
様式第4号 (第4条関係)  
様式第5号 (第5条関係)  
様式第6号 (第5条関係)  
様式第7号 (第8条関係)  
様式第8号 (第8条関係)  
様式第9号 (第9条関係)  
様式第10号 (第9条関係)  
様式第11号 (第13条関係)  
様式第12号 (第17条関係)  
様式第13号 (第22条関係)  
様式第14号 (第22条関係)

○茨木市立市民プール条例

平成18年9月29日

茨木市条例第30号

茨木市立市民プール条例（昭和43年茨木市条例第15号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康の増進と体位の向上を図るため、本市に茨木市立市民プール（以下「市民プール」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 市民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立中条市民プール	茨木市小川町2番7号
茨木市立五十鈴市民プール	茨木市五十鈴町11番13号
茨木市立西河原市民プール	茨木市西河原三丁目2番38号

（事業）

第3条 市民プールは、次の事業を行う。

- (1) 水泳等の指導
- (2) 水泳等のための施設供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業  
（指定管理者による管理）

第4条 市民プールの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民プールの利用の許可に関する業務
- (2) 市民プールの管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施  
（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 市民プールの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請のあったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準にもっとも適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による市民プールの運営が住民の平等利用を確保できるものであること。

(2) その事業計画の内容が市民プールの効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い市民プールの管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(許可制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が不適當と認めるとき。

(禁止行為)

第12条 市民プールの使用者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他人に危険又は迷惑をかけること。

- (2) 危険な遊びをすること。
- (3) 市民プールの施設若しくはこれに附属する物件を損傷し、又は滅失すること。
- (4) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (5) 許可なく物品の販売等の営利行為をすること。
- (6) その他市民プールの管理上の必要により指定管理者が禁じた行為をすること。

(専用使用許可)

第13条 市民プールを専用して使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(専用使用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用許可を取り消し、使用を中止させることができる。

- (1) 専用使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 専用使用許可申請に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第11条各号に該当したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金)

第15条 使用者は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を前納しなければならない。ただし、制限時間を超過した分については、後納することができる。

2 西河原市民プールの駐車場を使用する者は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に前条第1項及び第2項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金(第15条第2項の駐車場の利用料金を除く。)の全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は市民プールの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、市民プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなら

ない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報取扱い)

第20条 指定管理者は、市民プールの管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第21条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行前に準備行為として行った第5条に規定する指定管理者の申請手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。
- 3 この条例による改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成19年4月1日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った改正後の茨木市立市民プール条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第5条に規定する指定管理者の申請手続その他改正後の条例を施行するために必要な準備行為は、改正後の条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則 (平成21年条例第29号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

中条市民プール・五十鈴市民プール利用料金表

区分		普通券・回数券			定期券
		基本時間	普通券料金	回数券 (11枚つづり) 料金	定期券料金 1人1か月
夏期	個人	一般 1人1回	250円	2,500円	—
		中学生以下 1人1回	120円	1,200円	—
温水期	個人	一般 1人1回	700円	7,000円	一般 7,000円
		中学生以下 1人1回	300円	3,000円	中学生以下 3,000円
	団体(30人以上)	—	個人料金の半額	—	—

備考

- 1 中学生以下とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。
- 2 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の半額とする。

別表第2

西河原市民プール利用料金表

区分		普通券・回数券				定期券
		基本時間	普通券料金	回数券 (11枚つづり) 料金	超過料金	定期券料金 1人1か月
夏期	個人	一般 1人3時間	1,000円	10,000円	1時間までごと に500円	一般 8,000円
		中学生以下 1人3時間	500円	5,000円	1時間までごと に200円	中学生以下 5,000円
温水期	個人	一般 1人1回	1,000円	10,000円	/	一般 10,000円
		中学生以下 1人1回	500円	5,000円		中学生以下 5,000円
	団体(30 人以上)	—	個人料金の半額	—	—	—

備考

- 1 中学生以下とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。
- 2 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の半額とする。

額とする。

別表第3

西河原市民プール駐車場利用料金表

区分	利用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後8時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後8時から翌日午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- 2 この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

○茨木市立市民プール条例施行規則

平成25年3月29日

茨木市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立市民プール条例（平成18年茨木市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立市民プール指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立市民プール指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立市民プール指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立市民プール指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立市民プール指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立市民プール指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立市民プール（以下「市民プール」という。）に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 市民プールの利用の状況
- (2) 利用料金の収入の状況
- (3) 管理業務の実施状況
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項（使用期間等）

第7条 市民プールの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分
		屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	午前10時～午後8時

2 温水期の市民プール（以下「温水プール」という。）の休場日は、次に掲げる日とする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、市民プールの使用期間及び使用時間を変更し、又は臨時に使用し、若しくは休場することができる。この場合において、指定管理者は、当該プール前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

（団体使用）

第8条 温水プールを団体使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の社会教育関係団体
- (2) その他市長が認める団体

- 2 団体使用に際しては、成人である責任者が必ず引率しなければならない。
- 3 市民プールの温水プールを団体使用しようとするものは、7日前までに使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用券)

第9条 条例第15条の利用料金を納付した者に対しては、使用券を交付する。

- 2 市民プールの使用者は、退場時に当該使用券を提示しなければならない。
- 3 定期券により市民プールを使用しようとする者は、定期券申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(幼児の入場)

第10条 幼児は、成年者である保護者が同伴する場合に限り入場することができる。この場合において、1人の保護者が同伴する幼児の人数は、2人までとする。

(使用の制限)

第11条 条例第11条第3号の指定管理者が不相当と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 感染症にかかっていると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯していると認められるとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 鳥獣類を伴っているとき。
- (5) 成年者である保護者が同伴しない幼児であるとき。
- (6) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (7) その他管理上支障があると認められるとき。

(入場の拒否等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場の拒否、場外への退去その他必要な措置を執ることができる。

- (1) 前条各号に該当する者
- (2) 条例第12条各号に掲げる行為をした者
- (3) 正当な理由なく係員の指示に従わない者

(専用使用許可申請)

第13条 条例第13条の許可を受けようとする者は、7日前までに専用使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の使用を許可したときは、専用使用許可書を交付する。

(利用料金の免除)

第14条 条例第17条の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市立の学校園が、特別の事由により使用するとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(利用料金の免除申請)

第15条 条例第17条の規定による利用料金の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金の免除を承認したときは、利用料金免除承認書を交付する。

(利用料金の還付)

第16条 条例第18条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 公益上又は指定管理者の都合により使用の許可を取り消したとき 全額

(振替券の交付)

第17条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、振替券の交付をもって利用料金の還付に代えることができる。

(駐車場の使用時間)

第18条 西河原市民プールの駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(駐車場の一時使用)

第19条 駐車場を一時使用しようとする者は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第7号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場利用料を納付しなければならない。

(駐車場利用料の減免)

第20条 条例第17条の規定により駐車場利用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除
- (2) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (4) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者）に対し、都道府県知事又は地

方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が駐車するとき 5割

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場利用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第3号から第5号までに規定する者（以下この項及び次項において「障害者」という。）を介護する者（次項において「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の駐車場利用料の減額については、第1項第3号から第5号までの規定を準用する。

4 第1項第3号から第5号までの規定により駐車場利用料の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、駐車場利用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

（駐車券の紛失の届出等）

第21条 駐車場の使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第18条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

（駐車場使用者の義務）

第22条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。

(2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。

(3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。

(4) その他職員（指定管理者及び施設業務の従事者をいう。）の指示に従うこと。

（長期駐車車両等）

第23条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下この項において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

(書類の書式)

第24条 この規則の規定により必要とする書類の様式(この規則で定める様式を除く。)は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第35号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則(平成29年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立市民プール条例施行規則及び茨木市忍頂寺スポーツ公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則(令和元年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、元号を改める政令の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

印

茨木市立 市民プールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第3条関係）

茨 第 号  
年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者候補者選定結果通知書

所在地  
名称  
代表者名

様

茨木市長



年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立市民プール条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号（第3条関係）

茨 第 号  
年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者候補者選定結果通知書

所在地  
名称  
代表者名

様

茨木市長



年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市立市民プール条例施行規則第3条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第4条関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者指定通知書

茨木市立市民プール条例第7条の規定により、茨木市立 市民プールの指定管理者として指定しましたので、茨木市立市民プール条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

年 月 日

茨木市長



様式第5号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者指定取消通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立市民プール条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立市民プール条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 指定の取消しの期日  
年 月 日
- 2 指定の取消しの理由

年 月 日

茨木市長



(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名称  
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者業務停止命令通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う  
管理の業務について、茨木市立市民プール条例第9条の規定により、次のとおり業務  
の（全部・一部）の停止を命ずるので、茨木市立市民プール条例施行規則第5条第  
2項の規定により通知します。

1 業務の停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の停止を命ずる理由

年 月 日

茨木市長



(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第19条関係）

一時駐車券

入場時刻

出場時刻

茨木市スポーツ施設駐車場 駐車券

【注意事項】

- \* 車から離れる際は必ず施錠をし、貴重品等を車内に放置されないようご注意ください。
- \* 1万円札、5千円札及び2千円札は使用できません。事前に両替をお願いいたします。
- \* この券を折り曲げたり汚損や破損をしないようご注意ください。故障の原因となります。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第19条関係)